

私立学校の経営状況について（概要）

I 大学・短期大学計（883校）

1. 平成 29 年度と比較すると、大学・短大全体では、入学定員（1.2%増）が微増、入学者（0.7%減）が微減し、入学定員充足率は微減（2.0ポイント減）している。

入学定員 54万3,000人（前年比6千人増）

入学者数 54万9,000人（前年比4千人減）

入学定員充足率 101.1%（前年度103.0%）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（平成30年度のデータ）

II 大学（582校）

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の39.4%から36.1%に減少した。また、入学定員の80%以上を充足している大学の割合は前年度の84.5%から88.8%に増加した。地域別に見ると、大学では、三大都市圏（※）の入学定員充足率が103.4%であるのに対し、その他の地域では100.3%であり、三大都市圏の充足率が高い傾向にある。

入学定員 48万5,000人（前年比7千人増）

入学者数 49万8,000人（前年比2千人減）

入学定員充足率 102.6%（前年度104.6%）

2. 私立大学全体では基本金組入前当年度収支差額（平成26年度以前は帰属収支差額）はプラスであるものの、平成18年度以降、事業活動収支差額比率（平成26年度以前は帰属収支差額比率）は10%を割り込んでいる。

基本金組入前当年度収支差額（平成26年度以前は帰属収支差額）がマイナスの大学が全体の39.5%（対前年比1.3ポイント減少）。

※ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は平成30年度、2. は28年度決算のデータ）

Ⅲ 短期大学 (301 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 67.1%から 70.4%に増加している。また、入学定員の 80%以上を充足している短期大学の割合は前年度の 68.8%から 64.1%に減少した。

入学定員	5 万 8,000 人 (前年比 1 千人減)
入学者数	5 万 1,000 人 (前年比 2 千人減)
入学定員充足率	88.1% (前年度 90.3%)

2. 基本金組入前当年度収支差額 (平成 26 年度以前は帰属収支差額) がマイナスの短期大学が全体の 54.2% (対前年比 2.6 ポイント減少)

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ(1. は平成 30 年度、2. は 28 年度決算のデータ)

Ⅳ 高等学校 (1,287 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 70.8 から 69.7%に減少している。

入学定員	40 万 7,600 人 (前年比 1.5 千人減)
入学者数	34 万 3,700 人 (前年比 2.6 千人減)
入学定員充足率	84.3% (前年度 84.6%)

2. 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの高等学校が全体の 40.5% (対前年比 1.7 ポイント減少)

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ(1. は平成 30 年度、2. は 28 年度のデータ)

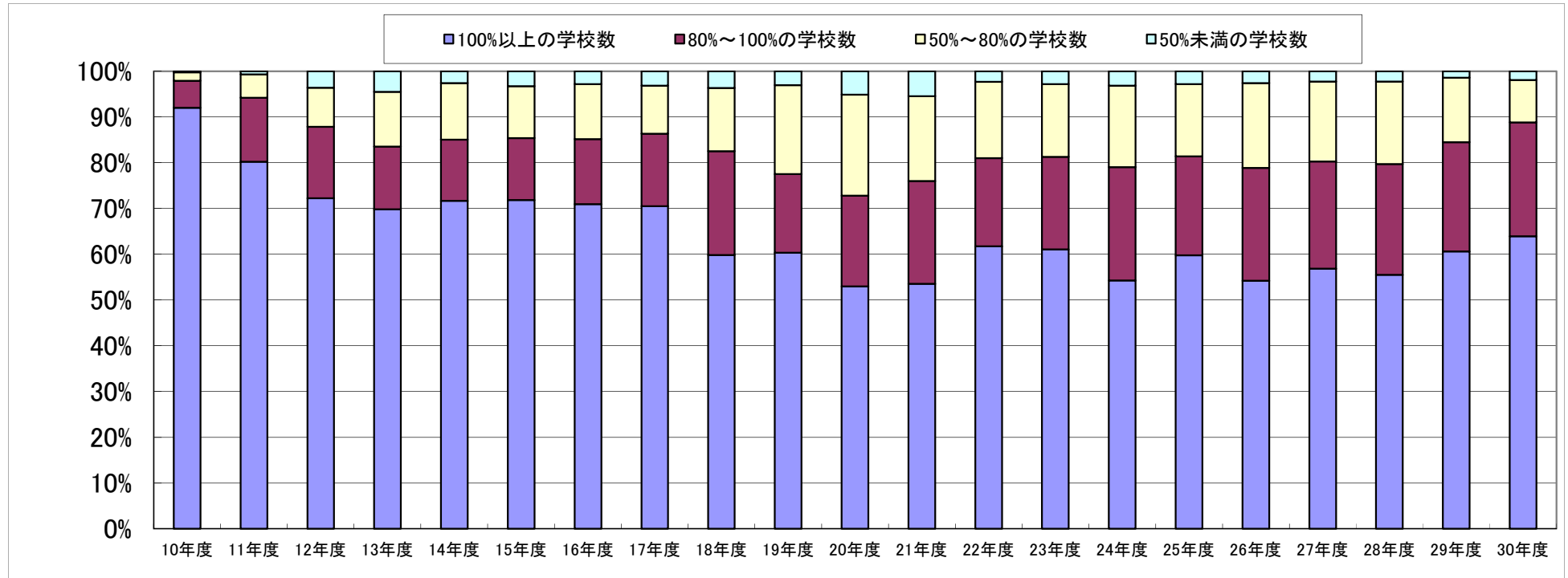
私立大学の入学定員充足状況

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
大 学 数	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581	582
100%以上の学校数	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352	372
割合	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%	63.9%
80%~100%の学校数	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139	145
割合	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%	24.9%
50%~80%の学校数	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82	54
割合	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%	9.3%
50%未満の学校数	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8	11
割合	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%	1.9%

入学定員未充足校	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210
割合	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%

充足率80%以上校	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517
割合	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



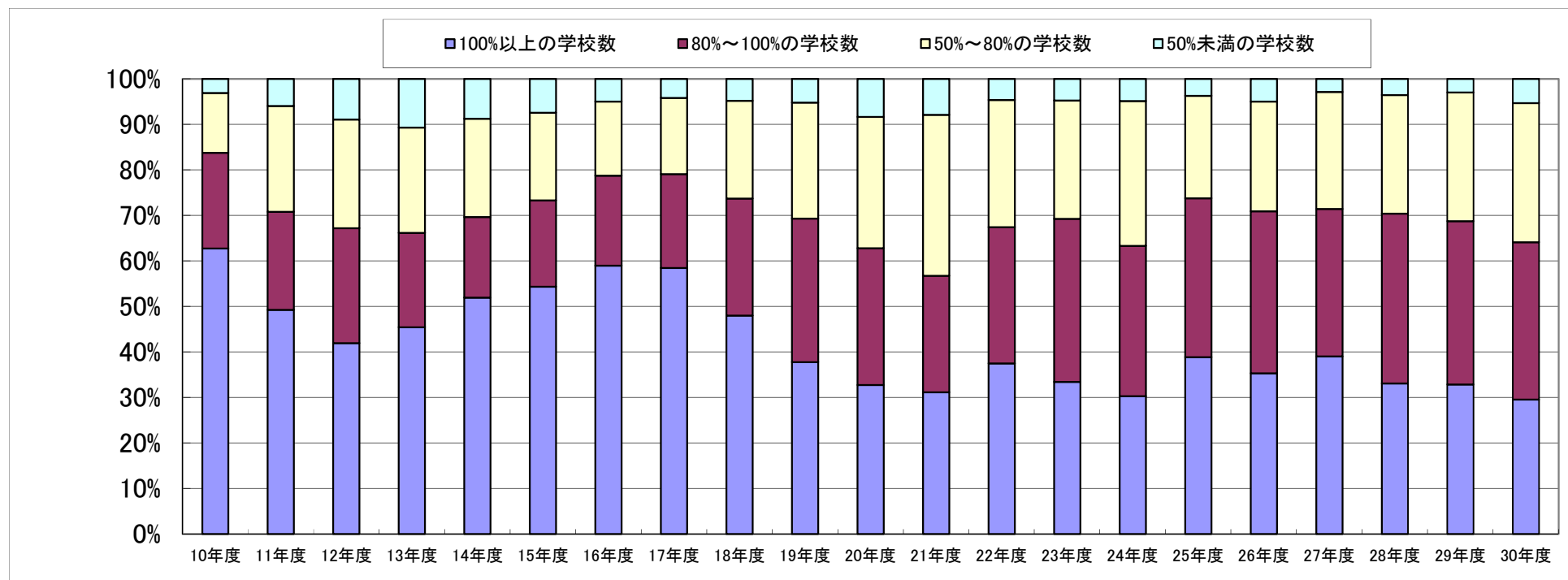
私立短期大学の入学定員充足状況

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
短期大学数	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304	301
100%以上の学校数	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100	89
割合	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%	29.6%
80%～100%の学校数	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116	109	104
割合	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%	35.9%	34.6%
50%～80%の学校数	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86	92
割合	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%	30.6%
50%未満の学校数	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9	16
割合	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%	5.3%

入学定員未充足校	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212
割合	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%

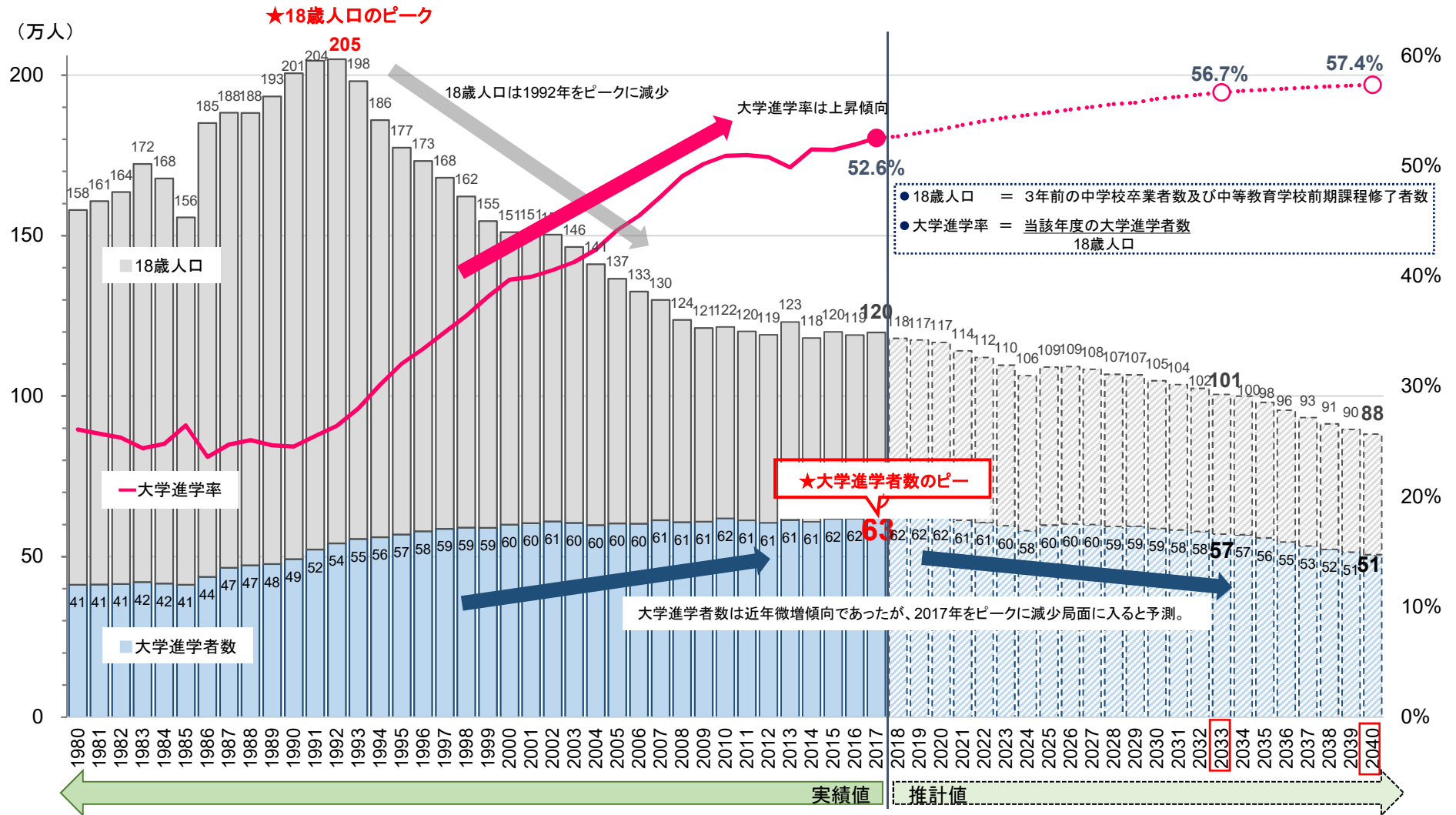
充足率80%以上校	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193
割合	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%

(注)短大数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



大学進学者数等の将来推計について【推計結果】

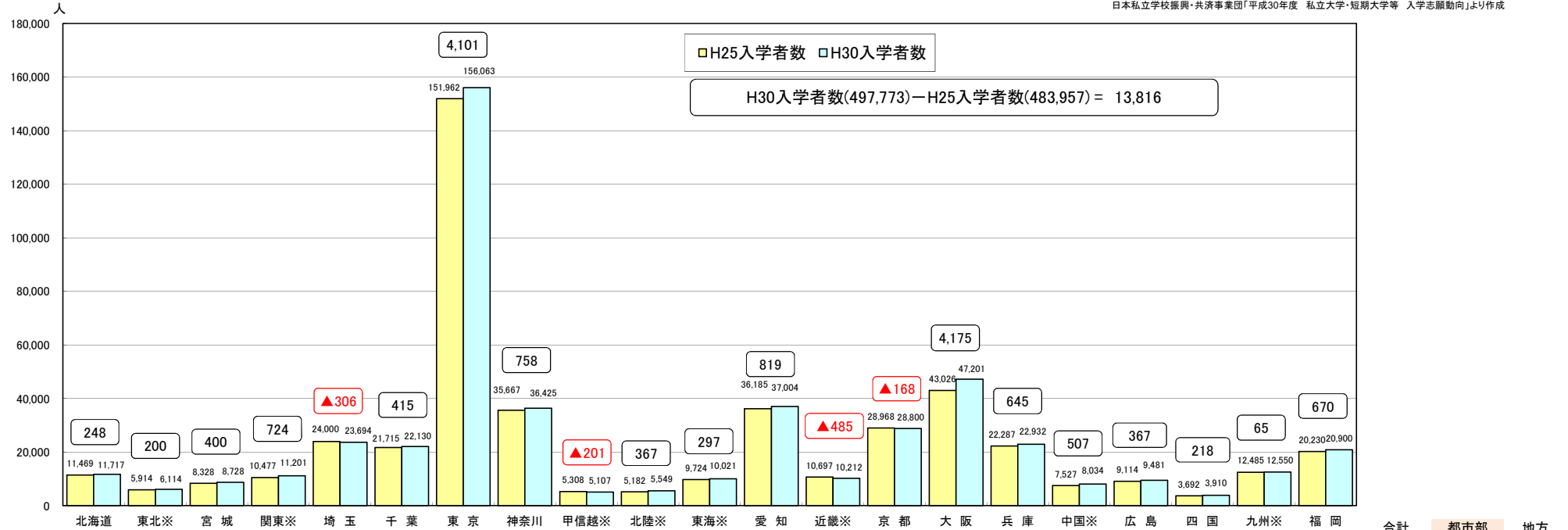
18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



【出典】○18歳人口：①1980年～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2029年…文部科学省「学校基本統計」を元に推計、③2030～2034年…厚生労働省「人口動態統計」の出生数に生存率を乗じて推計、④2035～2040年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成(2034年の都道府県比率で案分)
○大学進学者数及び大学進学率：①1980～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2040年…文部科学省による推計

地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)

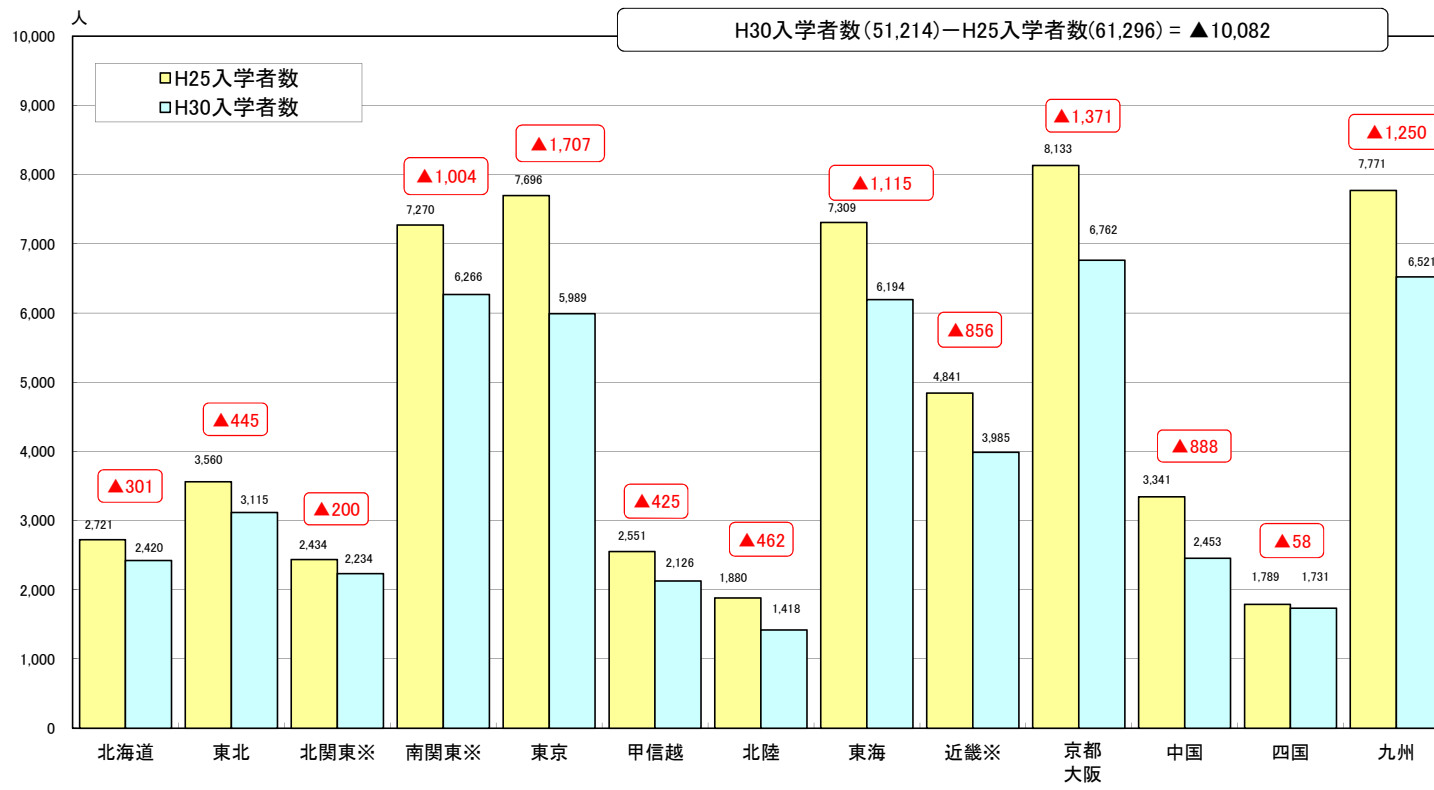
日本私立学校振興・共済事業団「平成30年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成



	北海道	東北※	宮城	関東※	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越※	北陸※	東海※	愛知	近畿※	京都	大阪	兵庫	中国※	広島	四国	九州※	福岡	合計	都市部	地方
H30学部数	61	42	28	54	79	87	387	108	37	30	58	153	36	93	157	94	53	50	26	69	74	1,776	1,310	466
H25学部数	61	40	24	52	76	75	355	95	33	23	54	140	38	89	139	90	47	44	24	66	70	1,635	1,197	438
学部増減	0	2	4	2	3	12	32	13	4	7	4	13	-2	4	18	4	6	6	2	3	4	141	113	28
H30入学定員	11,820	6,404	8,394	10,753	22,540	21,572	150,338	34,950	5,312	5,373	9,836	35,607	10,173	29,062	45,215	22,588	8,517	9,568	4,410	12,695	19,859	484,986	399,693	85,293
H25入学定員	11,893	6,472	7,875	10,688	21,673	21,503	138,053	32,919	5,515	4,666	9,768	33,759	10,735	27,263	40,564	21,911	7,851	9,334	4,060	12,865	19,089	458,456	373,943	84,513
入定増減	-73	-68	519	65	867	69	12,285	2,031	-203	707	68	1,848	-562	1,799	4,651	677	666	234	350	-170	770	26,530	25,750	780
H30入学者数	11,717	6,114	8,728	11,201	23,694	22,130	156,063	36,425	5,107	5,549	10,021	37,004	10,212	28,800	47,201	22,932	8,034	9,481	3,910	12,550	20,900	497,773	413,358	84,415
H25入学者数	11,469	5,914	8,328	10,477	24,000	21,715	151,962	35,667	5,308	5,182	9,724	36,185	10,697	28,968	43,026	22,287	7,527	9,114	3,692	12,485	20,230	483,957	401,482	82,475
H25年度比	102.2%	103.4%	104.8%	106.9%	98.7%	101.9%	102.7%	102.1%	96.2%	107.1%	103.1%	102.3%	95.5%	99.4%	109.7%	102.9%	106.7%	104.0%	105.9%	100.5%	103.3%	102.9%	103.0%	102.4%
H30充足率	99.1%	95.5%	104.0%	104.2%	105.1%	102.6%	103.8%	104.2%	96.1%	103.3%	101.9%	103.9%	100.4%	99.1%	104.4%	101.5%	94.3%	99.1%	88.7%	98.9%	105.2%	102.6%	103.4%	99.0%
H25充足率	96.4%	91.4%	105.8%	98.0%	110.7%	101.0%	110.1%	108.3%	96.2%	111.1%	99.5%	107.2%	99.6%	106.3%	106.1%	101.7%	95.9%	97.6%	90.9%	97.0%	106.0%	105.6%	107.4%	97.6%
H25年度比	2.7%	4.1%	-1.8%	6.1%	-5.6%	1.6%	-6.3%	-4.1%	-0.1%	-7.8%	2.3%	-3.3%	0.7%	-7.2%	-1.7%	-0.2%	-1.5%	1.4%	-2.3%	1.8%	-0.7%	-2.9%	-3.9%	1.4%

※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

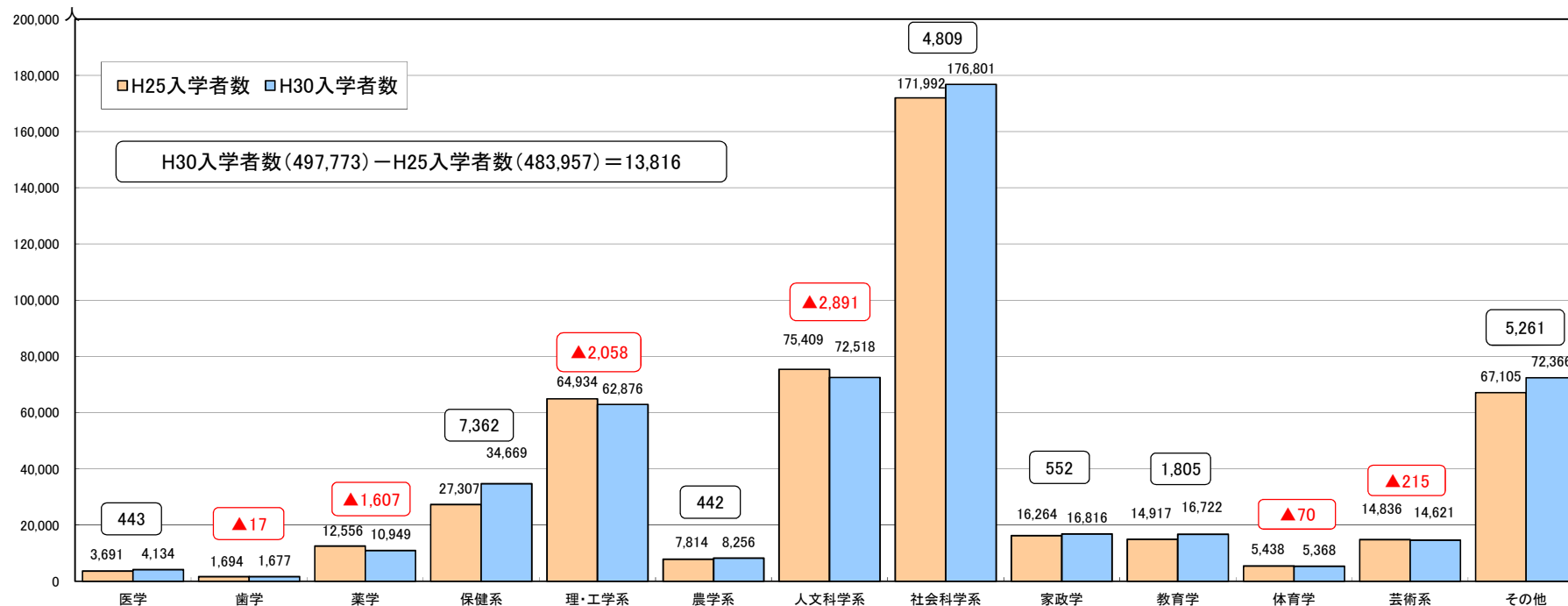
地域別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



	北海道	東北	北関東※	南関東※	東京	甲信越	北陸	東海	近畿※	京都大阪	中国	四国	九州	合計	都市部	地方
H30学科数	30	41	24	52	51	26	18	68	45	61	37	28	80	561	112	449
H25学科数	32	43	25	57	62	26	20	73	48	75	45	28	92	626	137	489
学部増減	-2	-2	-1	-5	-11	0	-2	-5	-3	-14	-8	0	-12	-65	-25	-40
H30入学定員	2,835	3,680	2,671	7,075	6,005	2,425	1,660	6,995	4,850	7,290	3,025	1,950	7,700	58,161	13,295	44,866
H25入学定員	3,010	3,960	2,860	7,545	7,859	2,530	1,950	7,905	5,150	8,990	3,785	2,050	8,970	66,564	16,849	49,715
入定増減	-175	-280	-189	-470	-1,854	-105	-290	-910	-300	-1,700	-760	-100	-1,270	-8,403	-3,554	-4,849
H30入学者数	2,420	3,115	2,234	6,266	5,989	2,126	1,418	6,194	3,985	6,762	2,453	1,731	6,521	51,214	12,751	38,463
H25入学者数	2,721	3,560	2,434	7,270	7,696	2,551	1,880	7,309	4,841	8,133	3,341	1,789	7,771	61,296	15,829	45,467
H25年度比	88.9%	87.5%	91.8%	86.2%	77.8%	83.3%	75.4%	84.7%	82.3%	83.1%	73.4%	96.8%	83.9%	83.6%	80.6%	84.6%
H30充足率	85.4%	84.6%	83.6%	88.6%	99.7%	87.7%	85.4%	88.5%	82.2%	92.8%	81.1%	88.8%	84.7%	88.1%	95.9%	85.7%
H25充足率	90.4%	89.9%	85.1%	96.4%	97.9%	100.8%	96.4%	92.5%	94.0%	90.5%	88.3%	87.3%	86.6%	92.1%	93.9%	91.5%
H25年度比	-5.0%	-5.3%	-1.5%	-7.8%	1.8%	-13.2%	-11.0%	-3.9%	-11.8%	2.3%	-7.2%	1.5%	-1.9%	-4.0%	2.0%	-5.7%

※北関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。南関東は、埼玉、千葉、神奈川県をいう。近畿は、兵庫、滋賀、奈良、和歌山県をいう。

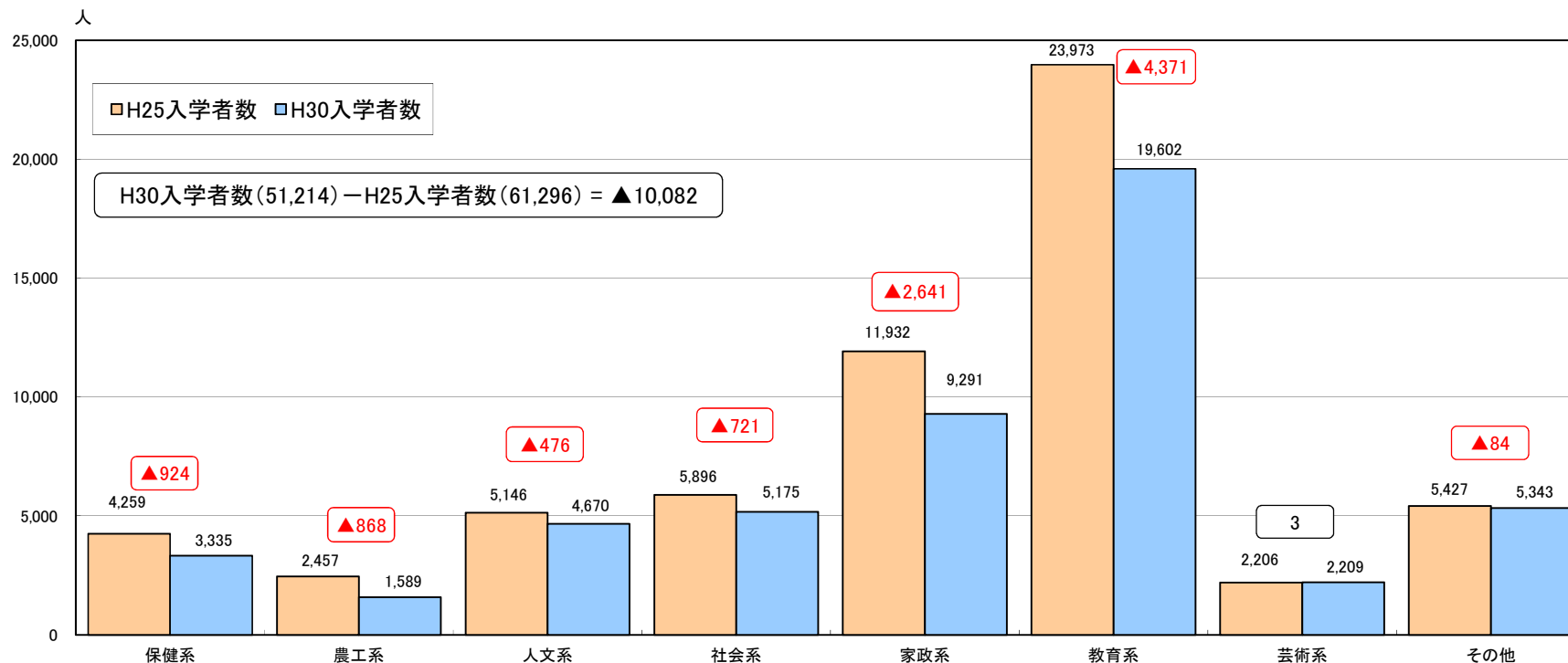
学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



合計

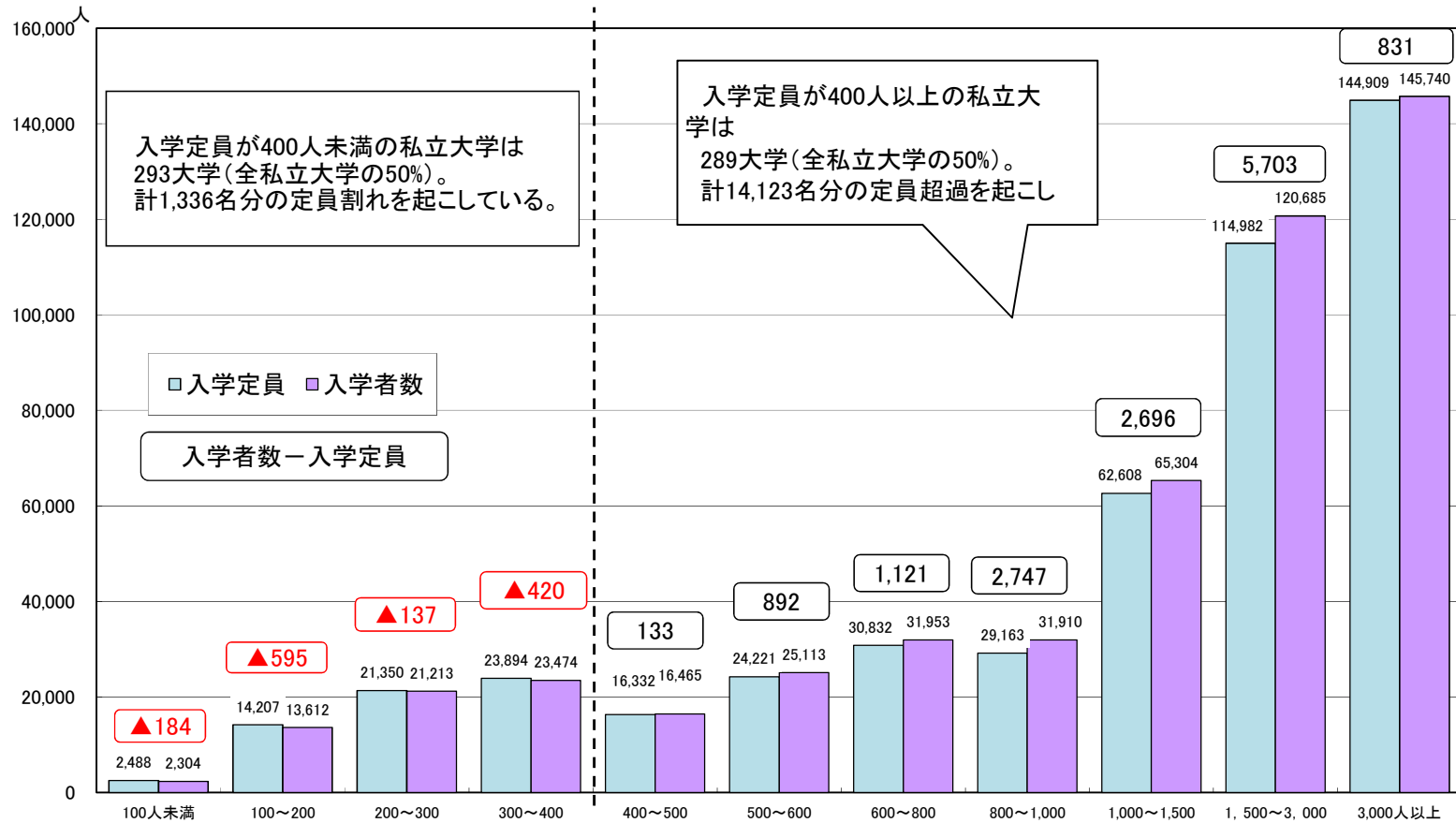
学部数	31	17	57	220	150	21	245	513	81	94	11	56	280	1,776
入定充足率	100.8%	81.3%	95.6%	101.1%	101.5%	99.4%	104.0%	104.5%	97.5%	100.3%	106.4%	102.2%	102.5%	102.6%
(25年度)	100.8%	82.1%	109.0%	110.4%	109.7%	112.3%	106.9%	102.8%	108.1%	110.9%	118.7%	97.5%	104.7%	105.6%
志願者割合	2.8%	0.2%	2.3%	4.5%	17.5%	2.0%	14.8%	37.5%	1.9%	2.6%	0.4%	1.1%	12.4%	100.0%
(25年度)	2.9%	0.2%	3.1%	4.6%	17.9%	2.3%	15.1%	34.1%	2.5%	3.1%	0.5%	1.2%	12.5%	100.0%
入学者数	4,134	1,677	10,949	34,669	62,876	8,256	72,518	176,801	16,816	16,722	5,368	14,621	72,366	497,773
入学者割合	0.8%	0.3%	2.2%	7.0%	12.6%	1.7%	14.6%	35.5%	3.4%	3.4%	1.1%	2.9%	14.5%	100.0%
25年度入学者数	3,691	1,694	12,556	27,307	64,934	7,814	75,409	171,992	16,264	14,917	5,438	14,836	67,105	483,957
25年度割合	0.8%	0.4%	2.6%	5.6%	13.4%	1.6%	15.6%	35.5%	3.4%	3.1%	1.1%	3.1%	13.9%	100.0%
25年度比	112.0%	99.0%	87.2%	127.0%	96.8%	105.7%	96.2%	102.8%	103.4%	112.1%	98.7%	98.6%	107.8%	102.9%

学科系統別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



									合計
学科数	42	21	43	69	117	196	28	45	561
入定充足率	94.2%	84.3%	107.5%	91.1%	83.7%	84.4%	88.0%	91.0%	88.1%
(25年度)	103.4%	87.6%	85.2%	85.1%	86.3%	101.9%	74.4%	85.2%	92.1%
志願者割合	7.3%	3.5%	12.2%	11.1%	17.6%	33.8%	3.7%	10.9%	100.0%
(25年度)	9.8%	4.5%	9.3%	8.6%	19.1%	37.0%	2.7%	8.9%	100.0%
入学者数	3,335	1,589	4,670	5,175	9,291	19,602	2,209	5,343	51,214
入学者割合	6.5%	3.1%	9.1%	10.1%	18.1%	38.3%	4.3%	10.4%	100.0%
25年度入学者数	4,259	2,457	5,146	5,896	11,932	23,973	2,206	5,427	61,296
25年度割合	6.9%	4.0%	8.4%	9.6%	19.5%	39.1%	3.6%	8.9%	100.0%
25年度比	78.3%	64.7%	90.8%	87.8%	77.9%	81.8%	100.1%	98.5%	83.6%

規模別の入学定員、入学者数等(平成30年度、私立大学)



大学数	34校	101校	89校	69校	37校	45校	45校	32校	50校	56校	24校	582校
入学充足率	92.6%	95.8%	99.4%	98.2%	100.8%	103.7%	103.6%	109.4%	104.3%	105.0%	100.6%	102.6%
(25年度)	95.3%	88.9%	92.8%	96.3%	96.8%	99.2%	98.5%	103.9%	110.1%	111.4%	108.8%	105.6%
志願者割合	0.1%	1.4%	2.0%	2.0%	1.5%	2.1%	3.2%	4.4%	9.5%	27.3%	46.5%	100.0%
(25年度)	0.2%	1.6%	2.2%	2.4%	2.0%	2.3%	3.5%	4.5%	11.4%	24.4%	45.4%	100.0%
入学者数	2,304	13,612	21,213	23,474	16,465	25,113	31,953	31,910	65,304	120,685	145,740	497,773
入学者割合	0.5%	2.7%	4.3%	4.7%	3.3%	5.0%	6.4%	6.4%	13.1%	24.2%	29.3%	100.0%
(25年度入学者数)	2,163	12,632	18,649	21,890	21,518	20,125	29,793	28,276	77,229	108,131	143,551	483,957
(25年度割合)	0.4%	2.6%	3.9%	4.5%	4.4%	4.2%	6.2%	5.8%	16.0%	22.3%	29.7%	100.0%

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

○大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
集計学校数	a	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	2,574	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233
割合	g=f÷a	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%

○短期大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
集計学校数	a	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174
割合	g=f÷a	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%

○高等学校の収支状況

(単位:億円)

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	(注1) 27	28
集計学校数	a	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452	455
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	(注2) 校 544/1,290	校 530
割合	g=f÷a	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%

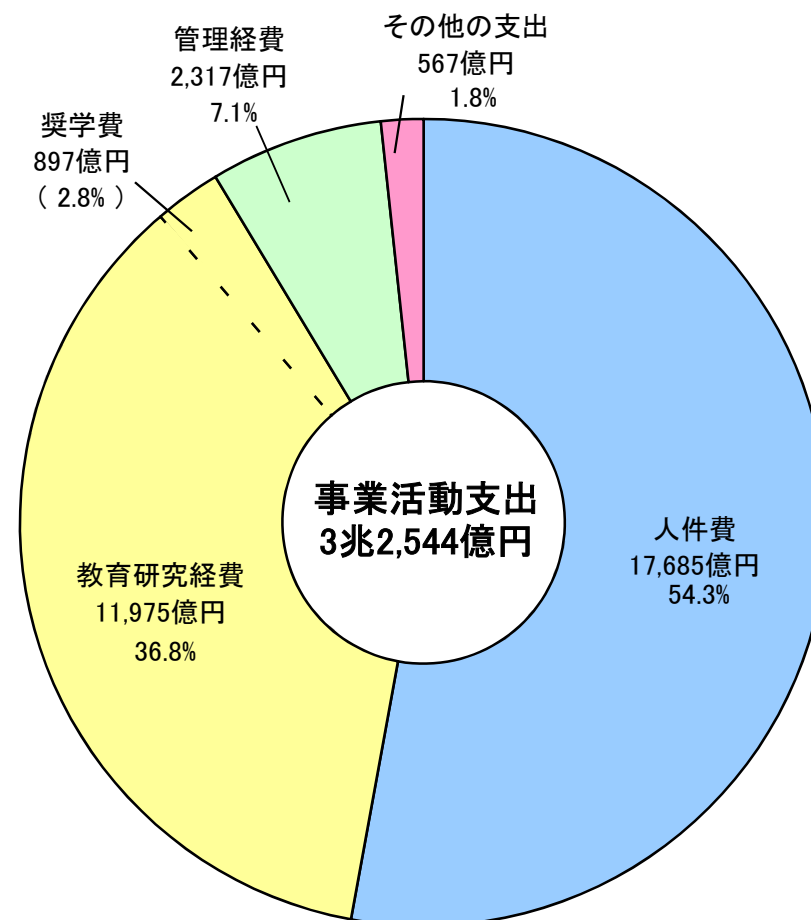
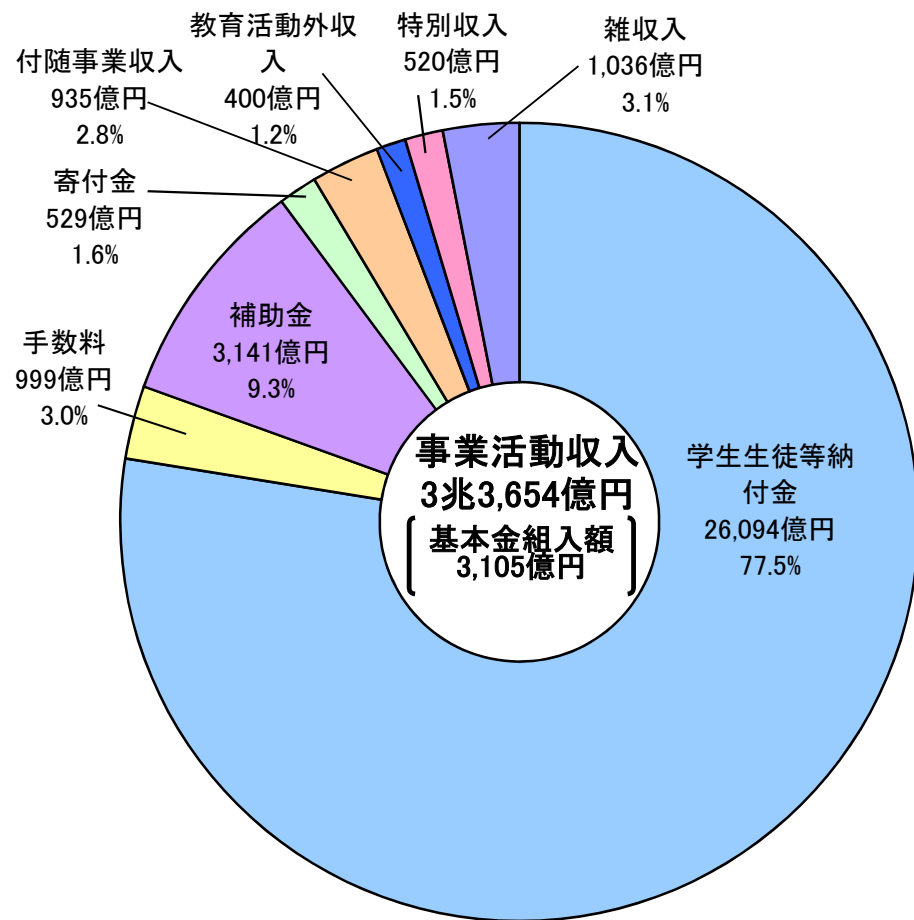
○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

(注1)平成27年度における高等学校の収支状況については、高等学校法人が設置する部門のみの集計である。

(注2)平成27年度における高等学校の帰属収支差額比率に関する学校数及び割合には、大学法人及び短期大学法人の設置する高等学校を含めている。

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

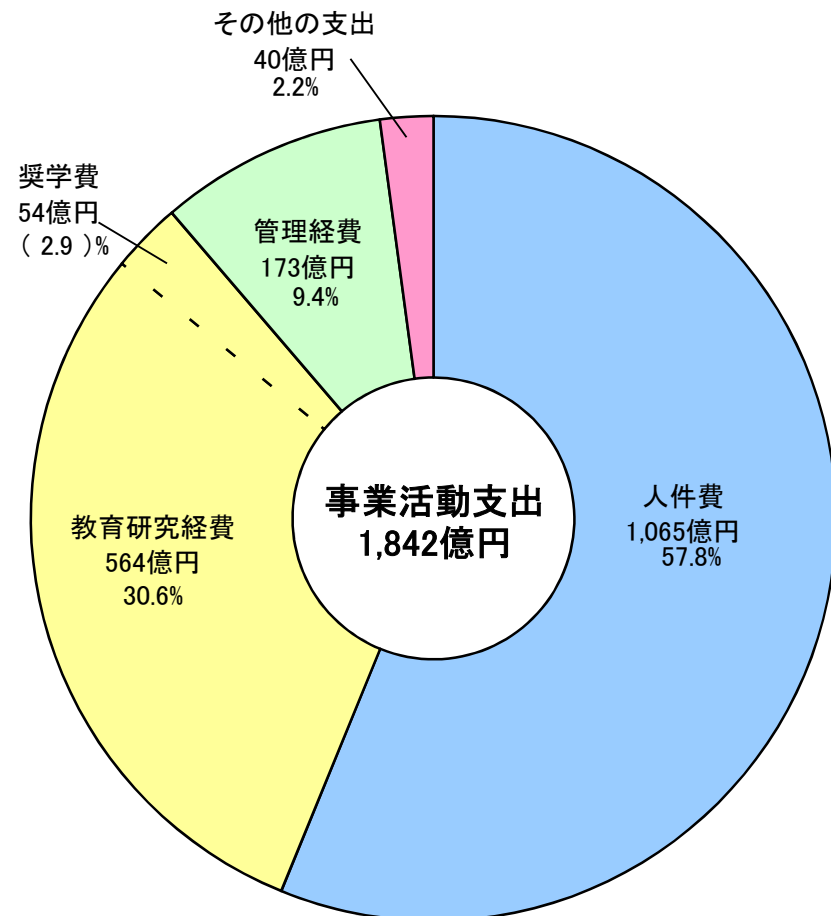
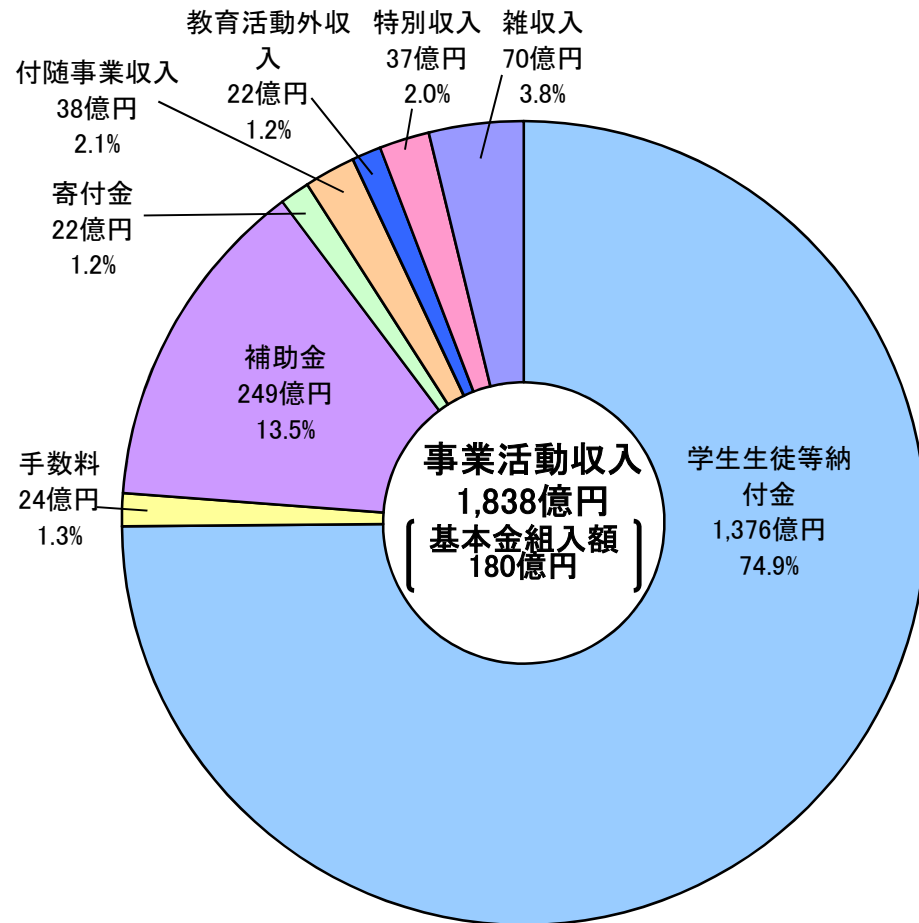
●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成29年度版）」
※ 事業活動収支計算書（590校）の集計

私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

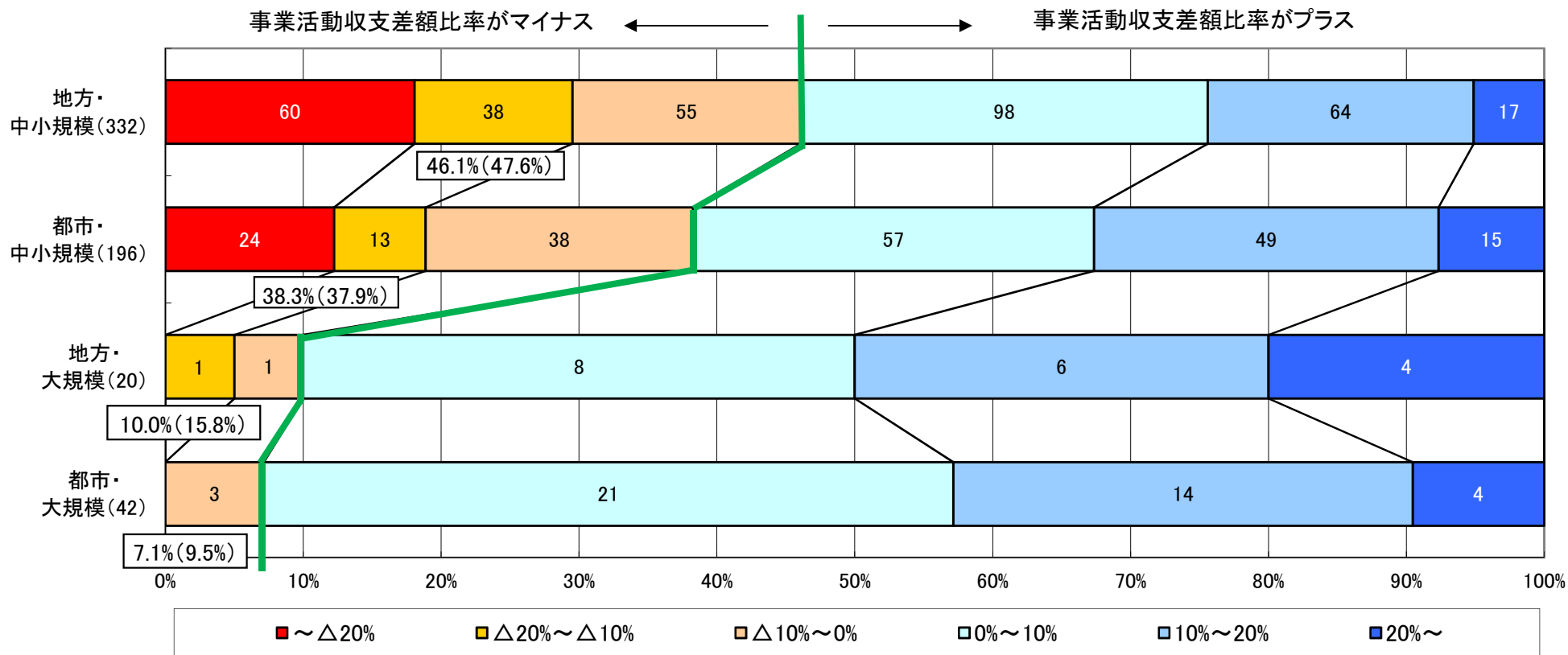
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※ 出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成29年度版)」

※ 事業活動収支計算書(321校)の集計

事業活動収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 事業活動収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、9割以上の大学でプラスとなっている。



事業活動収支差額比率：事業活動収入と事業活動支出の差額（基本金組入前当年度収支差額）の事業活動収入に対する比率であり、単年度の収入と支出のバランスを全体的に把握するための指標。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外
- ・大規模：在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が8,000人未満

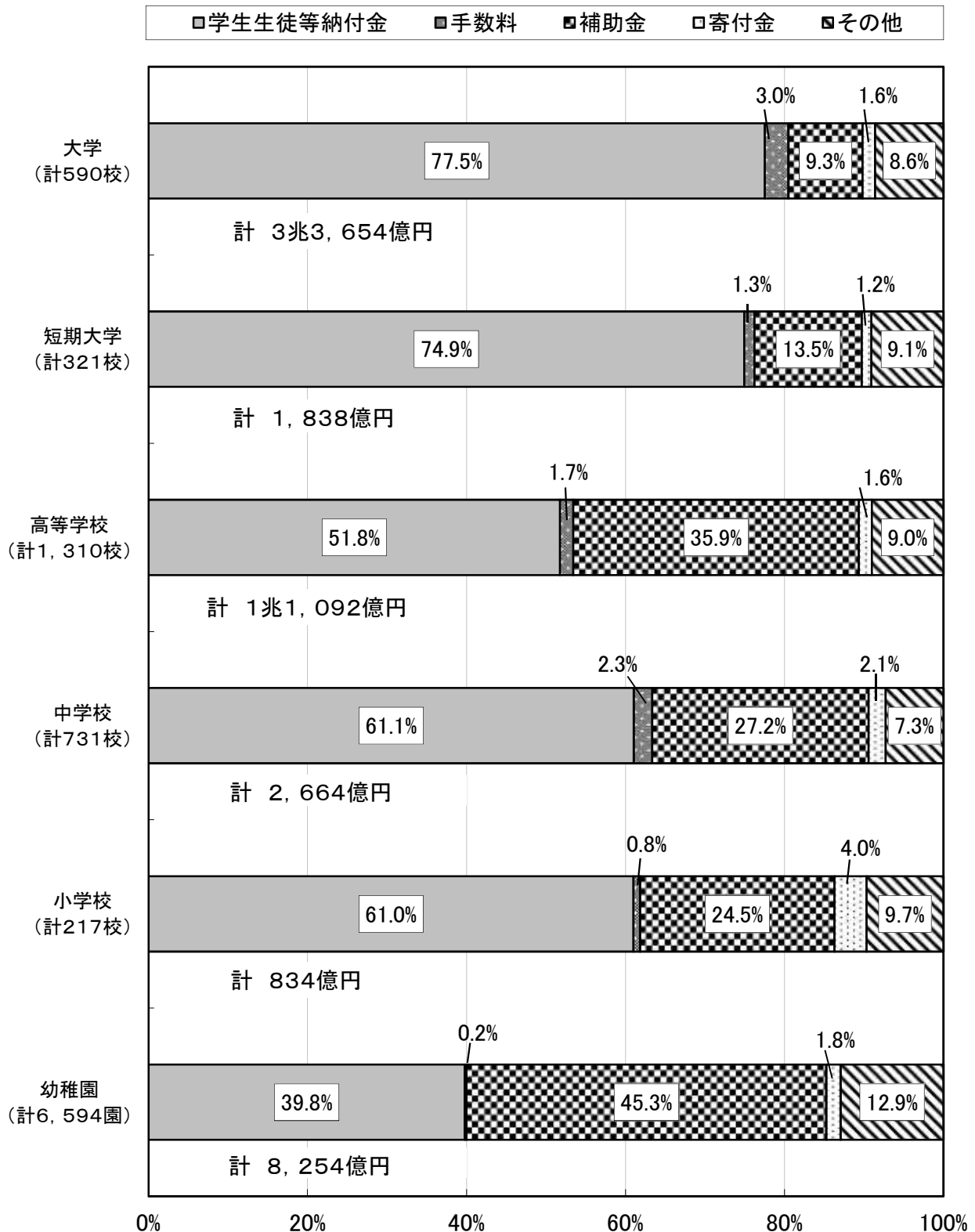
(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ □ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で()は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	332	56.3	589,609	28.6
都市・中小規模	196	33.2	429,857	20.8
地方・大規模	20	3.4	284,611	13.8
都市・大規模	42	7.1	759,941	36.8
計	590	100.0	2,064,018	100.0

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成29年度版)」

私立学校の収入について

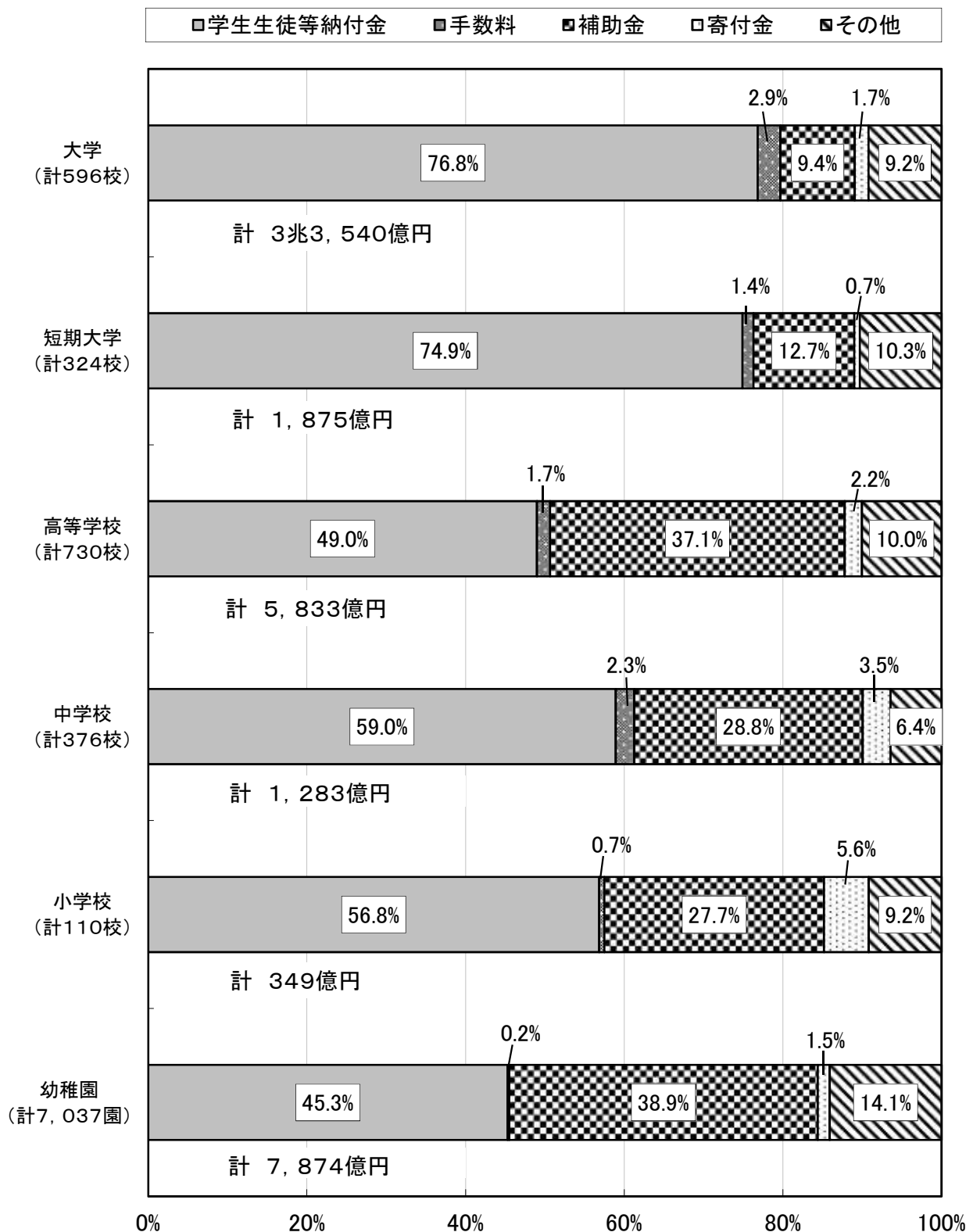


○大学・短期大学・高等学校・中学校・小学校は平成28年度決算、幼稚園は平成27年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計したもの。

○補助金については、国庫補助金及び地方公共団体補助金を含む。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

私立学校の収入について



○日本私立学校振興・共済事業団調べ。

○大学・短期大学・高等学校・中学校・小学校は平成27年度決算、幼稚園は平成26年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計したもの。

○補助金については、国庫補助金及び地方公共団体補助金を含む。

※高等学校・中学校・小学校は、大学・短期大学を設置している学校法人が設置する学校を除いた集計である。

学校法人運営調査委員制度の概要

<目的>

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。(昭和59年度設置)

○ 運営調査の方法等

- (1) 学校法人ごとに学校法人運営調査委員及び事務官をもって書類審査、実地調査等の方法により実施
- (2) それら運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導、助言すべき事項を当該学校法人に対して通知

○ 運営調査事項

- (1) 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- (2) 学校法人の財務に関すること
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- (3) その他学校法人の業務の執行状況等に関すること
業務の執行状況、経営方針、設置している大学等の教育等の状況 等

○ 運営調査対象法人

平成29年度は50法人について実地調査を実施
平成30年度についても50法人程度に実地調査を予定

○ 学校法人運営調査委員の構成

私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等の学校法人制度に詳しい35人の委員に委嘱

学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成
 ・私学理事(長)、学長／経験者
 ・弁護士
 ・公認会計士
 ・研究者／教授
 ・民間経験者
 (マスコミ・ジャーナリスト等)
※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員
 30名→35名

学校法人運営調査委員

★H27より調査校数を拡充
 年間30法人程度→50法人程度

指導・助言

＜書面審査、実地調査等を実施＞

財務面

管理
 運営面

教学面

指導・助言に対する
 改善状況報告

各学校法人

対象：全文部科学省所轄学校法人

★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

一部の学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 一経営指導一

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告 等

経営指導 等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談 等

経営改善計画の作成支援 等

私学事業団 一経営相談一

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

【経営改善計画(モデル)】

1. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
2. 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
3. 実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1) 教学改革計画
 - ① 設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ② 学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③ カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (2) 学生募集対策と学生数・学納金等計画
 - (3) 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
 - (4) 人事政策と人件費の抑制計画
 - (5) 経費抑制計画(人件費を除く)
 - (6) 施設等整備計画
 - (7) 借入金等の返済計画
4. 組織運営体制
 - (1) 理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
 - (2) 情報公開と危機意識の共有
5. 財務計画表
6. 経営改善計画実施管理表

連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施

① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- ・実地調査
- ⇒必要な指導・助言、通知

一部法人

③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導
⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、経営指導強化指標に該当した法人
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
- ・学校法人が公開した対応方策の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方策についてフォロー

財務状況の悪化傾向

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

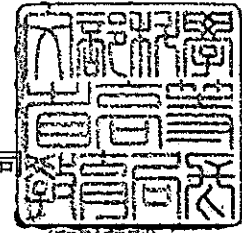
私学法62条



30文科高第318号
平成30年7月30日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長
義本 博司



(印影印刷)

学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）

急速に進展している産業構造や経済社会の変化に伴う社会人の学び直し及びグローバル化の進展に伴うより積極的かつ戦略的な留学生の受入れといった、大学等の高等教育機関（以下「大学等」という。）における新たな教育ニーズが生じることが考えられる一方、18歳人口の大幅な減少期を迎え、これまでの大学等の主たる教育対象である高等学校等からの進学者については、相当規模の減少が見込まれています。

このように大学等の経営にとって極めて大きな環境の変化を迎える中、学校法人においては、経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供することにより、学生、保護者はもとより地域、社会の信頼と支援を得ていくことが重要です。

文部科学省では、従来より、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査において、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行っております（別紙1参照）が、上記状況を背景に、「私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ」（平成29年5月15日私立大学等の振興に関する検討会議）や「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（平成30年6月28日中央教育審議会大学分科会将来構想部会）等において、経営指導の充実の必要性に関する提言がされてきたところです。

経営指導の具体的な充実方策については、学校法人運営調査委員会及び大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改善検討小委員会において議論いただいていたところであり、その内容を踏まえ、平成31年度からの学校法人運営調査においては、下記のとおり経営指導の充実を図りますので、御承知おき願います（別紙2参照）。

また、各学校法人においては、この機会に自己の経営状況について改めて点検を行い、必要な経営改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、日本私立学校振興・共済事業団が、学校法人の経営改善等を支援する各種サービスを提供しております（別紙3参照）ので、適宜、御活用ください。

記

1. 経営指導強化指標の設定（別紙2①参照）

学校法人を取り巻く今日の厳しい経営環境を踏まえ、経営悪化傾向にあるものの、直ちに適切な経営改善に取り組みば改善の余地があるという状況の目安となる具体的な指標（以下「経営指導強化指標」という。）を以下の（1）かつ（2）と設定すること。

- （1）貸借対照表の「運用資産^{（注1）}－外部負債^{（注2）}」が直近の決算でマイナス
- （2）事業活動収支計算書の「経常収支差額^{（注3）}」が直近3か年の決算で連続マイナス

（注1） 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定期間資産及び有価証券、流動資産のうち現金預金及び有価証券の合計（別紙4参照）。

（注2） 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第七号様式における、固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計（別紙4参照）。

（注3） 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第23条第五号様式における、（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）（別紙4参照）。

2. 学校法人運営調査の対象校（別紙2②参照）

- （1）毎年度行う学校法人運営調査の対象法人については、学校法人運営調査委員会において、財務状況、定員充足状況、過去の調査状況等を総合的に勘案して決定しているが、平成31年度からは、前回の学校法人運営調査から長期間未実施で経営指導強化指標に該当する学校法人も対象とすること。

- （2）なお、経営指導強化指標に該当したものの、その原因が明確で、かつ、原因解消の具体的な方策が当該学校法人の理事会において決定・共有されている場合など、必ずしも学校法人運営調査の対象とする必要性がないと判断される場合には、当該学校法人については学校法人運営調査の対象としない場合もあること。

3. 学校法人に対するきめ細かい集中的な指導の実施（別紙2③、④参照）

- （1）学校法人運営調査委員会において、財務の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、経営基盤の安定確保が必要と判断された学校法人、すなわち経営指導の対象となる学校法人のうち、経営指導強化指標に該当した学校法人及び経営指導強化指標に該当していなくても、個別の状況を勘案し、経営指導強化指標に該当した学校法人と同様の指導が必要と判断される学校法人については、3年程度を目安に経営改善の実績を上げるよう、きめ細かい集中的な指導を行うこと。

なお、きめ細かい集中的な指導の実施期間として目安となる3年程度の間に、学校法人運営調査委員会において、下記4.(1)①から③の状況が確認された場合には、その時点で下記4.の対応を行う予定であること。

(2) きめ細かい集中的な指導の過程で、学校法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、学校法人運営調査委員会においてその状況を確認の上、きめ細かい集中的な指導の対象からは除き、財務状況等について必要なフォローアップを行うこと等、当該学校法人に対する指導の扱いを変更すること。

4. きめ細かい集中的な指導が行われた学校法人のうち、一定の状況が確認される学校法人への対応について（別紙2⑤，⑥参照）

(1) 上記3.(1)のきめ細かい集中的な指導が行われた学校法人について、学校法人運営調査委員会において、以下①から③の状況が確認された場合には、「学校法人運営調査委員による調査結果」（通知）において、経営判断を促す内容を含む予定であること。

- ① 経営改善の実績が上がらなかった。
- ② 支払不能すなわち資金ショート又は債務超過に陥るリスクがある。
- ③ 学校法人の有する資産が、経営難の原因となっている組織廃止に必要な額を下回るリスクがある。

(2) 上記4.(1)の通知には、以下の内容を盛り込む予定であること。

- ① 経営改善の実績が上がっておらず、支払不能すなわち資金ショート、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること。
- ② 必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、学校法人解散等を含む）。
- ③ 上記①及び②を踏まえ、学校法人はその対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること。
- ④ 学校法人が上記③により公開した内容を文部科学省において公表する予定であること。

5. 上記の学校法人に対する経営指導の充実は、私立学校の自主性を重んじること、また、国民が安心して大学等において学ぶことができる環境を整えることにより私立学校の公共性の向上を図ることを通じて、私立学校の健全な発達を図るよう、実施すること。

<本件連絡先>

上記1. 2. 4. 5. について

文部科学省高等教育局私学部参事官付 私学経営支援企画室企画・法規係

TEL：03-5253-4111（内線3320）FAX：03-6734-3396

上記3. について

文部科学省高等教育局私学部参事官付 学校法人経営指導室経営指導第二係

TEL：03-5253-4111（内線2537）FAX：03-6734-3396

◆学校法人運営調査

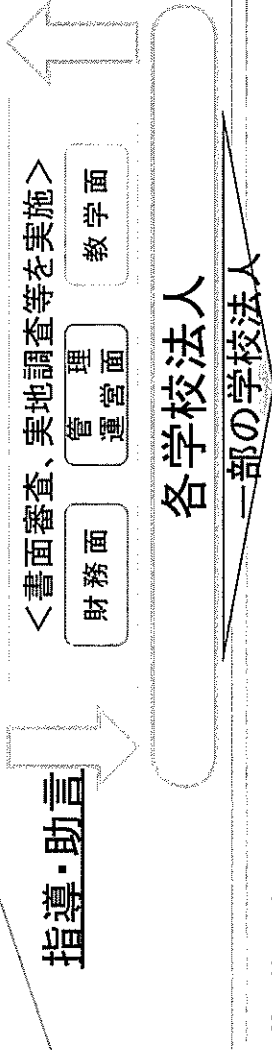
学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成
 ・私学理事(長)、学長/経験者
 ・弁護士
 ・公認会計士
 ・研究者/教授
 ・民間経験者
 (マスコミ・ジャーナリスト等)
※文部科学省組織規程第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を履行。

★H27より委員を増員
 30名→35名

学校法人運営調査委員

★H27より調査校数を拡充
 年間30法人程度→50法人程度



対象:全文部科学省所轄学校法人
 ★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省
 一経営指導一

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施



経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

【経営改善計画(モデル)】

- 1.経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
- 2.建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
- 3.実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1)教学改革計画
 - ①設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ②学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (2)学生募集対策と学生数・学納金等計画

- (3)外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
- (4)人事政策と人件費の抑制計画
- (5)経費抑制計画(人件費を除く)
- (6)施設等整備計画
- (7)借入金等の返済計画
- 4.組織運営体制
 - (1)理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
 - (2)情報公開と危機意識の共有
- 5.財務計画表
- 6.経営改善計画実施管理表



私学事業団
 一経営相談一

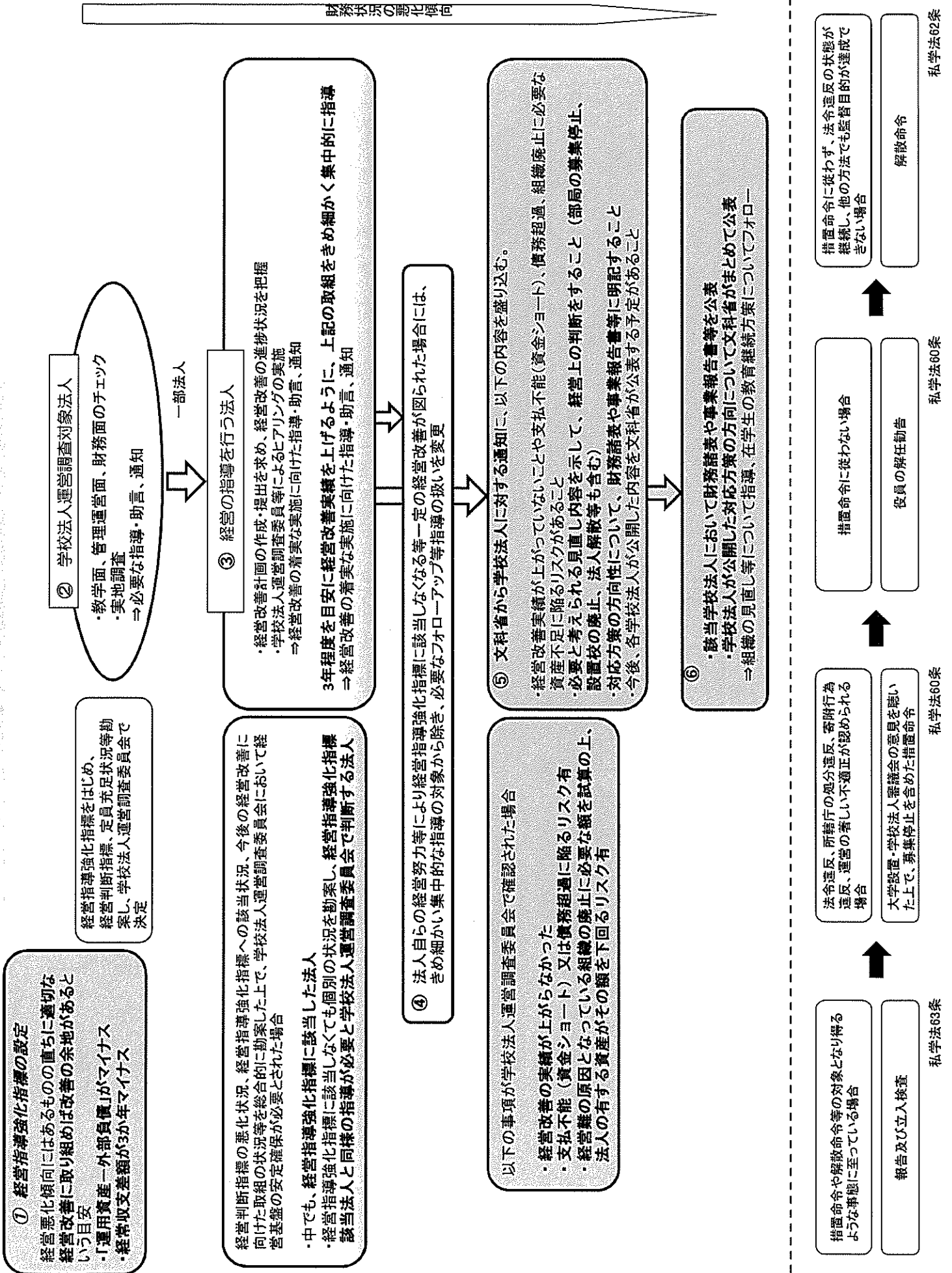
- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施



連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分



財務状況の悪化傾向

平成30年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取組を検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方針を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7843



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849・7850

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7838

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です
講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



(経営相談) ☎03(3230)7826

●学園を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

学校法人会計基準 第七号様式 (第35条関係)
貸借対照表

年 月 日 (単位: 円)

資産の部	科目	本年度末	前年度末	増	減
固定資産	有形固定資産				
	土地				
	建物				
	構築物				
	教育研究用機器備品				
	管理用機器備品				
	園芸				
	車両				
	建設仮勘定				
	(何)				
特定資産	第1号基本引当特定資産				
	第2号基本引当特定資産				
	第3号基本引当特定資産				
	(何)別当特定資産				
	その他の固定資産				
	借地権				
	電話加入権				
	施設利用権				
	ソフトウェア				
	新債証券				
収益事業元入金					
長期貸付金					
(何)					
流動資産	現金預金				
	未収入金				
	貯蔵品				
	短期貸付金				
	新債証券				
(何)					
資産の部合計					

運用資産

負債の部	科目	本年度末	前年度末	増	減	
固定負債	長期借入金					
	学校債					
	長期未払金					
	退職給与引当金					
	(何)					
	流動負債	短期借入金				
		1年以内償還予定学校債				
		手形債務				
		未払金				
		前受金				
(何)						
負債の部合計						
純資産の部						
基本金	第1号基本金					
	第2号基本金					
	第3号基本金					
	第4号基本金					
	繰越収支差額					
翌年度繰越収支差額						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

注記 重要な会計方針
 重要な会計方針の変更等
 減価償却額の累計額の合計額
 徴収不能引当金の合計額
 担保に供されている資産の種類及び償
 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
 (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を掲げている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

学校法人会計基準 第五号様式 (第23条関係)
 専業活動収支計算書

年 月 日
 年 月 日
 から
 日まで

科 目	予 算	決 算	差 異
専業活動収入の部			
学生生徒等給付金			
授業料			
入学金			
奨励金			
施設整備費			
(何)			
手続料			
入学検査料			
試験料			
証明手数料			
(何)			
寄付金			
特別寄付金			
一般寄付金			
現物寄付			
經常費寄附金			
国庫補助金			
地方公共団体補助金			
(何)			
付随事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
(何)			
雑収入			
施設設備利用料			
商品売却収入			
(何)			
教育活動収入計			
人件費			
職員人件費			
職員人件費			
役員報酬			
退職給与引当金繰入額			
退職金			
(何)			
教育研究経費			
消耗品費			
光熱水費			
新築交通費			
雑学費			
減価償却額			
(何)			
管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却額			
(何)			
徴収不能額等			
徴収不能引当金繰入額			
徴収不能額			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			

経常収入

科 目	予 算	決 算	差 異
専業活動収入の部			
受取利息・配当金			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金			
その他の教育活動外収入			
取寄せ事業収入			
(何)			
教育活動外収入計			
借入金等利息			
借入金利息			
学費債利息			
その他の教育活動外支出			
(何)			
教育活動外支出計			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
資産売却差額			
(何)			
その他の特別収入			
施設設備寄付金			
現物寄付			
施設設備補助金			
過年度修正額			
(何)			
特別収入計			
資産処分差額			
(何)			
その他の特別支出			
災害損失			
過年度修正額			
(何)			
特別支出計			
特別収支差額			
(予備費)			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計			△
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)			
専業活動収入計			
専業活動支出計			

(注) 1 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目の内には、予備費の使用額を記載し、() 外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその差額を注記する。
 3 予備費の項の() 内には、予備費の使用額を記載し、() 外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその差額を注記する。

経常支出

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け /届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
・情報公開に関する規程		
・公益通報に関する規程		

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制 の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

監事機能の充実強化について

1. 監事の職務について

私立学校法第37条において、監事の職務をおよそ次のとおり規定。

- (1) 学校法人の業務を監査すること。
- (2) 学校法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) (4)の報告のため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2. 監事機能の充実強化について

監事監査は、法人運営の悪い部分を粗探しされてしまうものではなく、監事から適切なアドバイスをもらい、それを法人運営に生かすためのものであることに留意が必要。また、監事機能の充実強化のためには理事長、理事や教職員等の理解と協力が不可欠。

【監事機能の充実強化のためのポイント】

○監事として適格な者を人選

名誉職としての監事ではなく、知識と経験を持ち、積極的に行動する者を選ぶ。

○監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知

特に、教学監査の場合など、教職員の協力が必要。

○監事と理事長等との良好な関係の構築

なれ合いの関係ではなく、互いの立場を尊重した上で、何でも言い合える人間関係を構築しておくことが重要。

○監事の業務や責任に応じた報酬の支払い

無給で何もしない監事ではなく、しっかり仕事をしてもらい、それに見合った報酬を支払う。

○監事の常勤化

監事監査の重要性から、できる限り常勤化。

3. 教学面の監査について

学校法人の業務の監査の監査は経営面に限定されるものではなく、教学的な面についても学校法人の経営に関する問題であることから学校法人の業務として監査の対象。(ただし、個々の教員の教育・研究内容に立ち入ることは適当でない。)

【参考1】学校法人監事研修会について ※来年度も同時期に開催予定

- 平成30年度学校法人監事研修会（新任監事対象） 平成30年 8月28日（火）
- 平成30年度学校法人監事研修会（東京会場） 平成30年10月17日（水）
- 平成30年度学校法人監事研修会（京都会場） 平成30年10月29日（月）

<研修会資料等> http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/007/1300090.htm

【参考2】

「私立大学等の振興に関する検討会議」(議論のまとめ)
(平成29年5月15日)(抄)

<学校法人の管理運営制度の改善について>

(監事)

- 理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能の実効性を確保する。
 - ・ 監事監査基準・同規則等の作成
 - ・ 重点監査項目等を盛り込んだ具体的な監査計画の作成
 - ・ 充実した監査報告書の作成
 - ・ 重要会議への出席のルール化
 - ・ 監事の業務の支援体制の充実
 - ・ 違法行為差止請求権の付与
 - ・ 職務対象の明確化
 - ・ 職責に応じた適切な報酬の支給や常勤化に向けた検討 等
- 監事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する。

【参考3】

「学校法人制度の改善方策について」
(平成31年1月7日)(抄)

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会

2 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

(4)「私立大学版ガバナンス・コード」の策定の推進

①イ. ガバナンスの強化

(イ) 監事機能の実質化

- a 監事監査基準・同規則等の作成
- b 重点監査項目を盛り込んだ具体的な監査計画及び監査結果を具体的に記載した監査報告書の作成
- c 理事会や評議員会等の重要会議への監事の出席のルール化
- d 監事監査支援体制の充実
- e 監事の選任方法の工夫・改善
- f 一定規模以上の学校法人における常勤監事の設置 など

(7) 監事機能の実質化について

ア. 理事の行為の差止請求について

一般財団法人、一般社団法人及び社会福祉法人においては、監事に理事の違法行為等差止請求権を付与しており、私立学校法においても同様の規定を置くべきである。当該規定により、監事は、当該請求権に基づき、理事に対し、著しい損害が生じるおそれがあるときは違法行為等を差し止めることを請求でき、理事が従わない場合には、最終手段として裁判所に法的手続き（仮処分命令）を申し立てることができるようにすべきである。

イ. 理事の監事への報告義務について

一般財団法人、一般社団法人及び社会福祉法人においては、理事は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監事に報告しなければならないとしており、私立学校法においても同様の規定を新たに置くべきである。

ウ. 監事の職務対象の明確化について

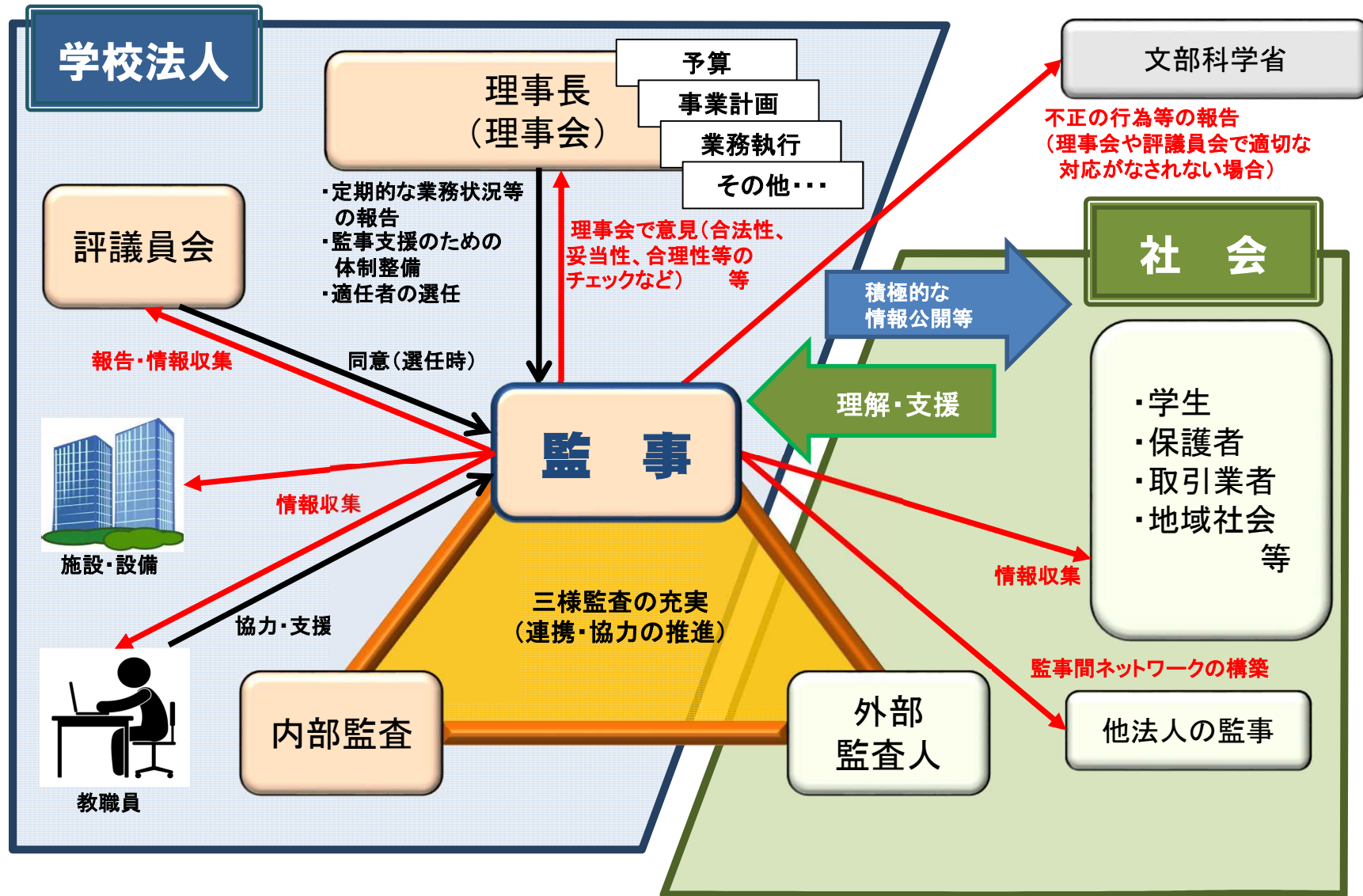
監事の職務対象としては、学校法人の業務及び財産の状況の監査が明文化されているが、監事の監査対象である「理事の業務執行」が明文化されていないことから、その旨を明確化すべきである。

また、監事の職務対象として規定されている「学校法人の業務」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校の運営も含まれるものである。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学的な面については、各法人において、監事監査の対象として明確に位置づけることが求められる。

エ. 監事の理事会招集請求権について

一般財団法人、一般社団法人及び社会福祉法人においては、理事が不正行為をしている場合等に、監事の理事に対する理事会招集請求権を認めており、私立学校法においても、理事会において法人の自主性に基づく自律的な改善を目指す観点から、理事長に対して理事会招集請求できるように新たに規定すべきである。

監事への期待



学校法人の届出・証明等の概要

1 届出を要するもの

学校法人の運営において、役員をはじめ様々な変更等が生じます。そのうち、法令により所轄庁に届け出ることとされるものがあります。

文部科学大臣が所轄庁の学校法人については、次の事項が該当しますので、遺漏のないよう手続きを行ってください。

事 項	根 拠 法 令	担当係
1 役員（理事・理事長・監事）の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
2 資産総額の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
3 理事長（又は代表権のある理事）の住所・氏名の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
4 仮処分による役員の職務執行停止、その変更、取消し	私立学校法施行規則第13条	総括係
5 校地・校舎等の変更	学校教育法施行規則第2条及び第6条	総括係

2 申請により証明書を交付するもの

学校法人に対しては、次のような税について非課税措置が講じられています。当該措置を受けるには、所轄庁が交付する証明書が必要となります。

校地・校舎等の登録免許税 寄附金に係る所得税、法人税、相続税

事 項	根 拠 法 令	担当係
6 校地・校舎等の使用（取得）証明	登録免許税法第4条第2項	総括係
7 特定公益増進法人の証明	所得税法施行規則第47条の2及び法人税法施行規則第24条	財務調査係
8 相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行規則第23条の3	財務調査係

3 特別代理人の選任

学校法人と理事等との間で、利益が相反する事項については、特別代理人を選任する必要があります。

事 項	根 拠 法 令	担当係
9 特別代理人選任について	私立学校法第40条の5	総括係

4 届出・申請等の注意

- ① 各届出・申請等には、事務担当者連絡票（担当者（部署・氏名）・電話番号・FAX番号・Eメールアドレスを記入したもので、様式は任意で構いません。）を末葉に添付してください。
- ② 届出・申請等の書類は、とじ込み表紙及び間紙等を装丁する必要はありません。
- ③ 関係資料の用紙の大きさは、各届出及び申請の項で特に指示のある場合を除き、日本工業規格A4判縦型としてください。

5 学校法人の届出・申請の手引き

- ① 各届出・申請等の実務の参考として、特に留意すべき事項等をまとめた「学校法人の届出・申請の手引」を作成しています。
実際の届出・申請に当たっては、本手引を確認し、関係法令や通知等を十分理解の上、手続をしてください。
不明な点がありましたら、担当係へ照会してください。
- ② 本手引及び届出・申請様式は文部科学省ホームページに掲載しています。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm)
文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・短大・専門教育に関すること > 私立学校の振興
> 学校法人の各種申請手続き > 学校法人の届出・申請の手引

届出・申請に関する主な注意点 (Q&A)

【役員関係】

Q	A
<p>就任日を過去に遡らせることはできますか？</p>	<p>就任日を過去に遡らせることはできません。</p>
<p>理事長が理事長に就任（重任）した場合、理事長としての就任承諾書は必要ですか？</p>	<p>現に役員でない者が理事長に就任（重任）した場合は、理事としての就任承諾書とは別に理事長としての就任承諾書が必要です。 一方、現に理事である者がその任期中に理事長に就任（重任）した場合は、理事長としての就任承諾書のみ必要になります。</p>
<p>理事長が理事の職を重任した場合、理事長としての選任手続きをせずに引き続き理事長とすることはできますか？</p>	<p>理事としての任期が満了した場合、理事長の任期も満了していますので、引き続き同一人物が理事の職を重任した場合、理事長としての重任の届出が必要です。</p>
<p>理事長以外の理事が退任、就任（重任）した場合、その都度理事長の選任を行う必要がありますか？</p>	<p>理事長が理事または理事長を退任しない限り、改めて理事長を選任する必要はありません。</p>
<p>理事長が重任した場合、登記をする必要はありますか？</p>	<p>登記をする必要があります。</p>
<p>学長や校長理事などのあて職による理事が学長・校長として再任された場合、理事として重任の届出をする必要はありますか？</p>	<p>学長・校長としての任期が満了した場合、理事の任期も満了していますので、引き続き同一人物が学長・校長に再任された場合、理事の重任の届出が必要です。</p>
<p>監事の選任について、評議員会の同意の前に理事長が選任しても良いですか？</p>	<p>私立学校法第38条第4項により、評議員会の同意を得た後に理事長が選任しなければなりません。このため、寄附行為上の手続を経たことを証する書類として、評議員会議事録謄本（抄本でも可）を添付してください。</p>

【校地・校舎関係】

Q	A
登録免許税の非課税証明は、どの程度の期間で交付されるのですか？	書類・資料の不備・不明点等がないことの確認等のため、約1か月を要します。 ただし、申請が集中した場合等はさらに時間を要する場合がありますので、十分な余裕をもって申請してください。
議事録の添付は必要ですか？	原則として添付する必要はありませんが、事実関係を十分確認する必要があると判断した場合には、提出を求める場合があります。 特に、登録免許税の非課税証明は税制上の優遇措置であり、公正な取扱いが求められるものであることにご留意ください。
一件の届出に複数の変更内容を記載しても良いですか？	基本的には構いません。 ただし、内容が分かりにくくなったり、添付書類等が多量になったりする場合には、別々の届出としてください。 変更の内容が分かりにくい場合や資料が煩雑である場合には事実確認のため長期間にわたり説明を求めることになったり、非課税証明の必要な場合にはその分交付に時間を要することになったりします。届出書及び申請書はできる限り分かりやすく作成するよう心掛けてください。
登記事項証明書は原本である必要がありますか？	原本で提出してください。 ただし、用途変更（短大校舎から大学校舎への変更等）の場合で、筆数が多い場合については例外的に写しでの提出も認めていますので、その場合は担当係までお問い合わせください。
面積は実測面積で届け出てもよいのですか？	実測で売買契約を締結している場合も含め、登記事項証明書に記載されている面積で届け出てください。 ただし、未登記建物や土地・建物の一部についての届出で、登記事項証明書の面積を記載できない場合は実測でも構いませんが、面積の根拠を示す図面・財産目録等を添付してください。 なお、証明願（様式例19）は必ず登記事項証明書の面積を記載してください。
校地・校舎として届け出た場合でも、固定資産税が課税されることはありますか？	固定資産税等の地方税の課税対象となるかどうかは、各地方自治体に判断が委ねられています。校地・校舎の届出が受理されている場合でも、地方税が課税されることがありますので、そのような場合は各地方自治体の指導に従うようお願いいたします。 固定資産税が課税される場合は、税法に照らして校地・校舎として適切に使用されていない可能性があります。使用方法の見直しや校地・校舎から除く等の対応を行ってください。
学生休息地・遊歩道も校地になりますか？	基本的には校地として取り扱われます。 ただし、必要以上に広大な土地であったり、単なる遊休地である場合、将来の校舎整備のためのつなぎ的使用にすぎない場合、実体の伴わない課税逃れの校地算入である場合等には校地として認められません。
学生に人気のある外食企業に食堂を委託したいのですが、その食堂の敷地や建物は校地・校舎として取り扱われますか？	食堂等の営業を外部委託する場合は、真に学生の福利厚生を目的とした施設である場合（計画、契約の内容、実情等により判断）のみ、校地・校舎として認められます。一方で、専ら営利を目的とした施設とみなしうる場合や家賃収入を得る場合には、校地・校舎として認められません。

【特別代理人関係】

Q	A
<p>同一人物が2つの学校法人の理事長を兼任している場合、両方の学校法人において特別代理人の選任が必要ですか？</p>	<p>いずれかの学校法人において選任すれば足够了。</p>
<p>相手方に代表権を有する者が複数いる場合、本学校法人の代表者と同一人物でない別の者が代表者となれば、特別代理人の選任は不要ですか？</p>	<p>不要です。</p>

【税制関係】

Q	A
<p>1. 理事長の交代がありました。 2. 住所を変更しました。 3. 学校法人名を変更しました。</p> <p>上記の場合に証明書の再発行が必要となりますか？</p>	<p>いずれの場合も証明書の再発行は必要ありません。</p> <p>発行される証明書に記載されている事項は証明の時点での、学校法人の表記にすぎず、その後に記載事項に変更が生じていても5年間の有効期間については、当該学校法人は原則継続して特定公益増進法人として取り扱われます。</p> <p>(ただし学校法人名に変更がある場合については、税務署、寄附者において混乱も予想されるため、学校法人の希望に応じて再度申請の上で発行を行っています。)</p>
<p>寄附金を記念事業に使用することはできますか？</p>	<p>学校法人に対する寄附金についての寄附者への所得税、法人税、相続税の優遇措置は、当該寄附金の使途が直接的に教育研究に関わるものであることが求められ、これは会計処理上の教育研究経費であることと解されます。記念事業といっても、その内容が教育研究設備の整備事業や、教育研究備品の購入の場合は優遇措置の対象と認められます。</p> <p>ただし、この使途が記念式典の経費、記念品購入等その他教育研究に直接的に関わらない事業の用(主に管理経費)に供された場合は、当該寄附金は優遇措置の対象と認められません。</p>
<p>新入学生の寄附金が、学校の入学に関してなす寄附金とならないのは、どのような場合ですか？</p>	<p>入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間に納付した寄附金は原則として、学校の入学と相当の因果関係のある寄附金として寄附金控除の対象とはなりません。この取扱いの例外として、「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」については寄附金控除の対象となります。ここで「入学決定後」とは一般的に入学手続の終了後を指し、「募集の開始」とは募金についての広報活動や、募金趣意書の送付などの寄附金募集に関しての具体的な対外活動の開始を指し、「同一の条件」とは寄附金募集についての具体的な条件が新入生とその他の者の間で実質的に同一であることを指します。</p> <p>ただし、各要件については税務署の判断となりますので、各学校法人において当該寄附金控除の対象となるかどうかについて疑義がある場合は、あらかじめ所轄の国税局の所得税課に確認を行ってください。</p>

平成29年度 学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注) 本調査において以下のように規定する。

- ① 「財務情報等」とは、平成28年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（それぞれの概要を含む）及び監事の監査報告書をいう。
- ② 「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般（受験生等を含む。）に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物（パンフレット類を含む。）への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1) 調査の状況

- ・ 大学を設置している学校法人（放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園を除く）
（以下「大学法人」） … 556 法人
- ・ 大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下「短大法人等」） … 104 法人
- ・ 合計 … 660 法人

(2) 回答の状況

- ・ 回答した学校法人 … 660 法人（100%）

3 調査の時点

平成29年10月1日現在

【1. 財務情報等の一般公開の状況について】

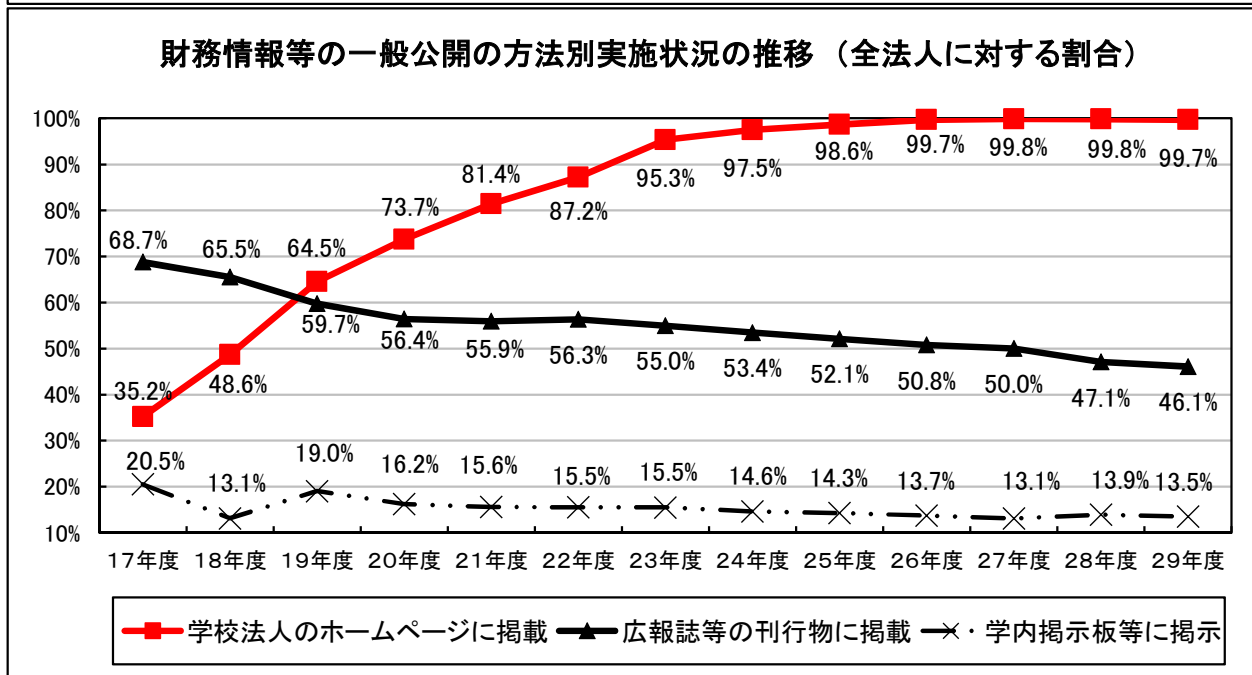
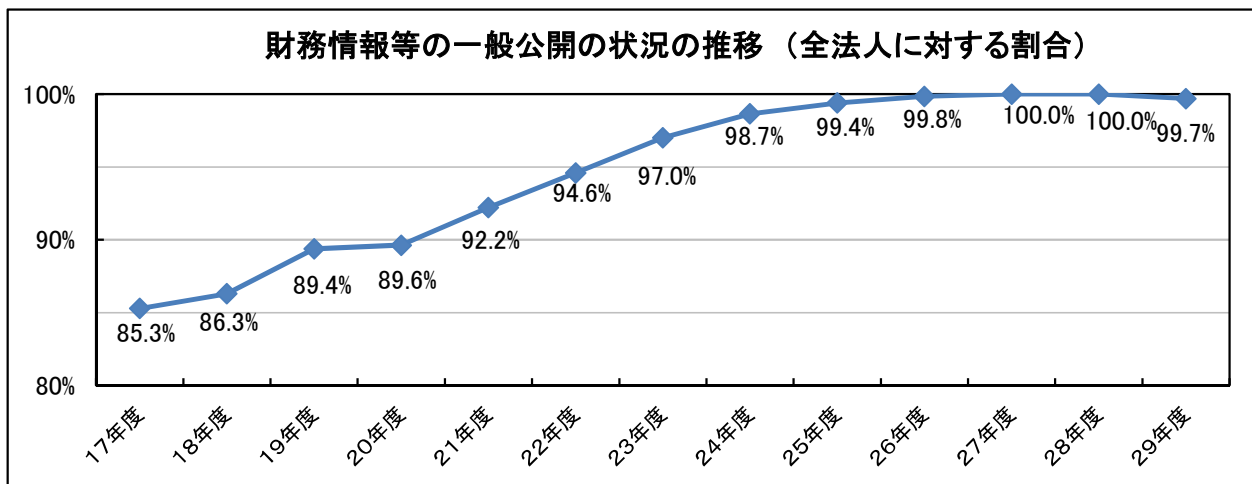
(1) 一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成29年度	556	104	660
	(平成17年度)	(510)	(149)	(659)
一般公開を行っている法人		554 (99.6%)	104 (100.0%)	658 (99.7%)
		(464) (91.0%)	(98) (65.8%)	(562) (85.3%)
公 開 方 法	学校法人のホームページに掲載	554 (99.6%)	104 (100.0%)	658 (99.7%)
	広報誌等の刊行物に掲載	279 (50.2%)	25 (24.0%)	304 (46.1%)
	学内掲示板等に掲示	67 (12.1%)	22 (21.2%)	89 (13.5%)

注1：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。

注2：調査時でHP未掲載の1法人は、調査後に掲載。

参考：各学校法人の財務情報等が掲載されているHPのURL一覧（文部科学省HPからリンク）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1355974.htm

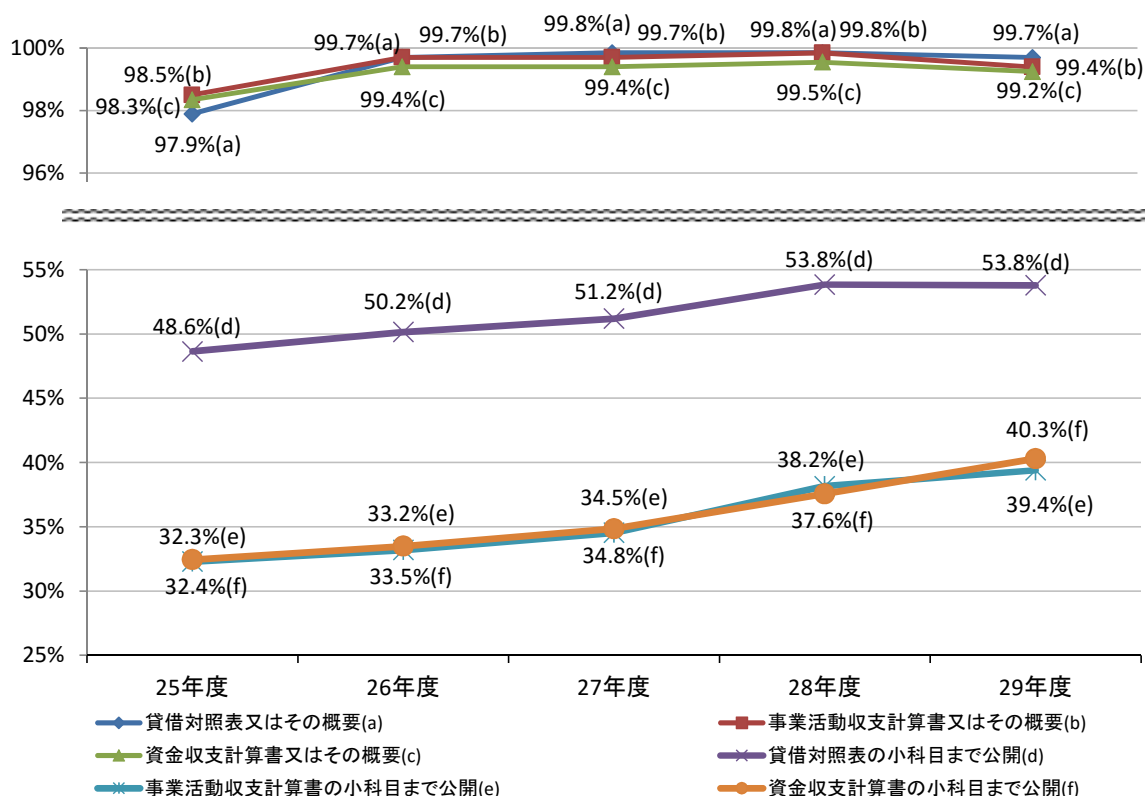


(2) 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	556	104	660
財産目録又はその概要	548 (98.6%)	104 (100.0%)	652 (98.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	548 (98.6%)	104 (100.0%)	652 (98.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	60 (10.8%)	6 (5.8%)	66 (10.0%)
貸借対照表又はその概要	554 (99.6%)	104 (100.0%)	658 (99.7%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	554 (99.6%)	104 (100.0%)	658 (99.7%)
うち小科目まで掲載しているもの	315 (56.7%)	40 (38.5%)	355 (53.8%)
うち貸借対照表注記事項を公開しているもの	179 (32.2%)	19 (18.3%)	198 (30.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	259 (46.6%)	23 (22.1%)	282 (42.7%)
事業活動収支計算書又はその概要	553 (99.5%)	103 (99.0%)	656 (99.4%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	553 (99.5%)	103 (99.0%)	656 (99.4%)
うち小科目まで掲載しているもの	230 (41.4%)	30 (28.8%)	260 (39.4%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	265 (47.7%)	24 (23.1%)	289 (43.8%)
資金収支計算書又はその概要	551 (99.1%)	104 (100.0%)	655 (99.2%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	551 (99.1%)	104 (100.0%)	655 (99.2%)
うち小科目まで掲載しているもの	234 (42.1%)	32 (30.8%)	266 (40.3%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	235 (42.3%)	21 (20.2%)	256 (38.8%)
事業報告書又はその概要	546 (98.2%)	103 (99.0%)	649 (98.3%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	544 (97.8%)	103 (99.0%)	647 (98.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	67 (12.1%)	6 (5.8%)	73 (11.1%)
監事の監査報告書	544 (97.8%)	102 (98.1%)	646 (97.9%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	544 (97.8%)	102 (98.1%)	646 (97.9%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	35 (6.3%)	7 (6.7%)	42 (6.4%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

財務書類等の一般公開(ホームページへの掲載)の内容別実施状況の推移 (全法人に対する割合)



(3) 一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成29年度	556	104	660
	平成25年度	552	114	666
① 一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		532 (95.7%)	95 (91.3%)	627 (95.0%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	508 (92.0%)	93 (81.6%)	601 (90.2%)
		477 (85.8%)	75 (72.1%)	552 (83.6%)
	各科目を平易に説明する資料	456 (82.6%)	74 (64.9%)	530 (79.6%)
		395 (71.0%)	65 (62.5%)	460 (69.7%)
	経年推移の状況が分かる資料	335 (60.7%)	52 (45.6%)	387 (58.1%)
		491 (88.3%)	82 (78.8%)	573 (86.8%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	470 (85.1%)	82 (71.9%)	552 (82.9%)
		443 (79.7%)	71 (68.3%)	514 (77.9%)
	グラフや図表を活用した資料	406 (73.6%)	65 (57.0%)	471 (70.7%)
		431 (77.5%)	65 (62.5%)	496 (75.2%)
学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	391 (70.8%)	59 (51.8%)	450 (67.6%)	
	399 (71.8%)	76 (73.1%)	475 (72.0%)	
	297 (53.8%)	59 (51.8%)	356 (53.5%)	

注1：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成29年度の法人数・割合、下段は平成25年度の法人数・割合を示す。

区分	大学法人	短大法人等	合 計
学校法人のホームページに掲載	554	104	658
② 学校法人又は大学等のホームページのトップページから財務情報のページに容易に到達できるようにしている	546 (98.6%)	103 (99.0%)	649 (98.6%)

注1：例として、トップページ又はトップページ中の「法人（大学）の概要」等に、「情報公開」や「財務情報」等の項目が設けられているなど、一般の人が容易に財務情報のページを見つけられるようになっている。

注2：単位は法人数。（ ）内の数値は、ホームページに掲載している法人に対する割合。

【2. 私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容】

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合 計	
全 法 人 数	平成29年度	556	104	660	
	平成25年度	552	114	666	
法人の概要	設置する学校・学部・学科等について	545 (98.0%)	98 (94.2%)	643 (97.4%)	
		539 (97.6%)	109 (95.6%)	648 (97.3%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学定員について	513 (92.3%)	93 (89.4%)	606 (91.8%)	
		511 (92.6%)	105 (92.1%)	616 (92.5%)	
	設置する学校・学部・学科等の収容定員について	500 (89.9%)	96 (92.3%)	596 (90.3%)	
		489 (88.6%)	99 (86.8%)	588 (88.3%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学者数について	421 (75.7%)	84 (80.8%)	505 (76.5%)	
		402 (72.8%)	90 (78.9%)	492 (73.9%)	
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数について	536 (96.4%)	99 (95.2%)	635 (96.2%)	
		535 (96.9%)	111 (97.4%)	646 (97.0%)	
	理事・監事について (注3参照)	うち全員について記載	533 (95.9%)	96 (92.3%)	629 (95.3%)
			403 (72.5%)	59 (56.7%)	462 (70.0%)
			130 (23.4%)	37 (35.6%)	167 (25.3%)
	評議員について (注3参照)	483 (86.9%)	85 (81.7%)	568 (86.1%)	
	教職員について	532 (95.7%)	91 (87.5%)	623 (94.4%)	
		541 (98.0%)	101 (88.6%)	642 (96.4%)	
建学の理念・教育目標について	463 (83.3%)	77 (74.0%)	540 (81.8%)		
	425 (77.0%)	90 (78.9%)	515 (77.3%)		
法人の沿革について	473 (85.1%)	75 (72.1%)	548 (83.0%)		
	457 (82.8%)	87 (76.3%)	544 (81.7%)		

区分		大学法人	短大法人等	合計
事業の概要	当該年度の事業の概要, 主な事業の目的・計画, 計画の進捗状況について	539 (96.9%)	97 (93.3%)	636 (96.4%)
		543 (98.4%)	108 (94.7%)	651 (97.7%)
	入学志願者数, 受験者数, 合格者数等の入学試験に関する状況について	308 (55.4%)	50 (48.1%)	358 (54.2%)
		307 (55.6%)	66 (57.9%)	373 (56.0%)
	教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについて	112 (20.1%)	26 (25.0%)	138 (20.9%)
		142 (25.7%)	50 (43.9%)	192 (28.8%)
	授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについて	115 (20.7%)	30 (28.8%)	145 (22.0%)
		142 (25.7%)	52 (45.6%)	194 (29.1%)
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することについて	89 (16.0%)	24 (23.1%)	113 (17.1%)
		111 (20.1%)	50 (43.9%)	161 (24.2%)
	授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関することについて	115 (20.7%)	25 (24.0%)	140 (21.2%)
		140 (25.4%)	45 (39.5%)	185 (27.8%)
	大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについて	257 (46.2%)	39 (37.5%)	296 (44.8%)
		233 (42.2%)	69 (60.5%)	302 (45.3%)
	卒業者数, 修了者数, 学位授与数等の状況について	243 (43.7%)	43 (41.3%)	286 (43.3%)
		230 (41.7%)	65 (57.0%)	295 (44.3%)
	卒業・修了後の状況(就職・進学等)について	305 (54.9%)	54 (51.9%)	359 (54.4%)
		297 (53.8%)	73 (64.0%)	370 (55.6%)
今後の課題について	176 (31.7%)	36 (34.6%)	212 (32.1%)	
	168 (30.4%)	34 (29.8%)	202 (30.3%)	
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容について	460 (82.7%)	80 (76.9%)	540 (81.8%)
		458 (83.0%)	87 (76.3%)	545 (81.8%)
	当該年度の決算の概要について	490 (88.1%)	81 (77.9%)	571 (86.5%)
		492 (89.1%)	86 (75.4%)	578 (86.8%)
	主な財務比率について	435 (78.2%)	63 (60.6%)	498 (75.5%)
		418 (75.7%)	71 (62.3%)	489 (73.4%)
	主な施設設備の整備状況について	363 (65.3%)	53 (51.0%)	416 (63.0%)
		279 (50.5%)	57 (50.0%)	336 (50.5%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成29年度の法人数・割合、下段は平成25年度の法人数・割合を示す。

注3：「理事・監事について」「評議員について」の項目は平成29年度の法人数・割合。

平成30年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取組を検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7843



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849・7850

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7838

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です
講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



(経営相談) ☎03(3230)7826

●学園を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。